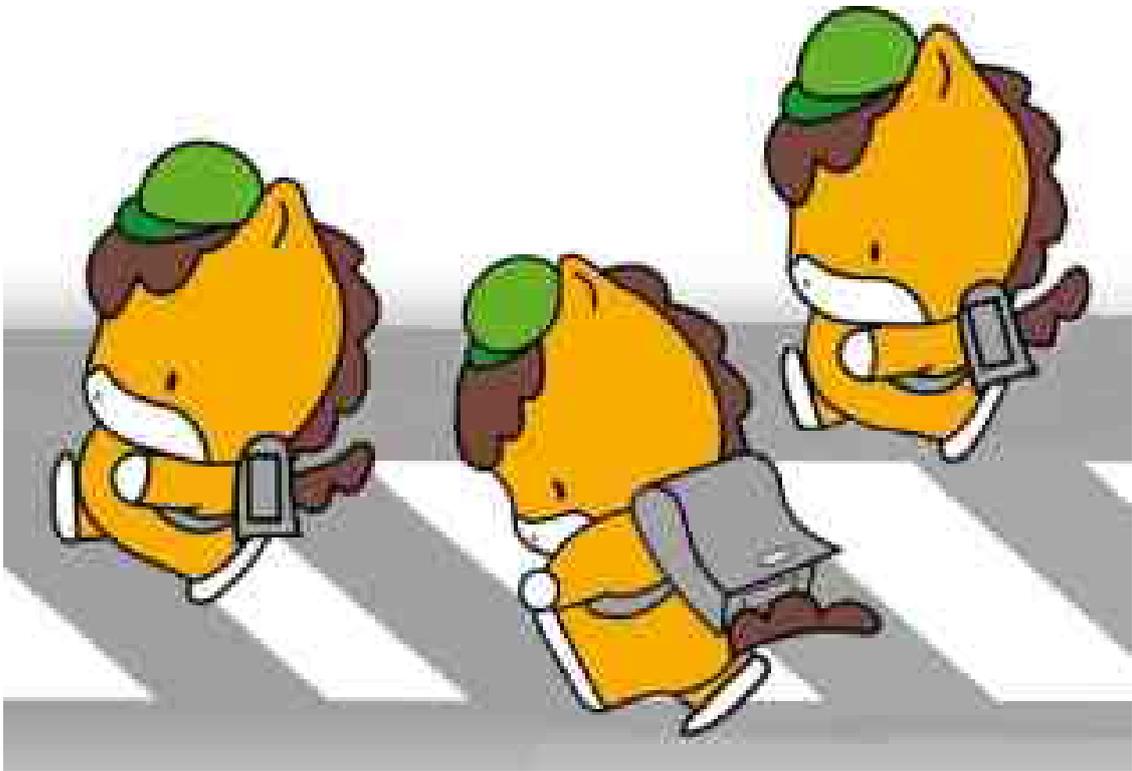


令和元年度

群馬県交通安全実施計画



群馬県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定により策定された5カ年計画である「第10次群馬県交通安全計画（平成28年度～平成32年度）」を着実に推進するため、平成30年度における県内の陸上交通の安全に関し、県及び国の指定行政機関等が取り組む具体的な施策を示したものです。

平成30年中における群馬県内の交通情勢は、人身事故発生件数及び負傷者数は14年ぶりに増加に転じたものの、死者数は64人（前年比 - 3人）と統計開始以来、2番目に少ない状況でありました。

しかしながら、人口10万人当たりの人身事故発生件数や負傷者数は全国ワースト上位が続いているほか、全死者数に占める65歳以上の高齢死者の割合は、5割以上であるとともに、高齢運転者が加害者となる交通事故が増加傾向にあるなど、依然として厳しい交通事故情勢にあると認識しております。

このような情勢の中、第10次群馬県交通安全計画では、平成32年までに「年間の交通事故による24時間以内の死者数、死傷者数、交通人身事故発生件数を平成27年実績より25パーセント以上減少」とする目標を設定しています。

この目標に向けて交通事故を抑止するには、交通事故の実態に対応した交通安全対策はもとより、県民一人ひとりが主体となり、交通安全思想の普及啓発に努めるなど、総合的な取組を推進していく必要があります。

群馬県交通対策会議では、県民の皆様の協力を得て、本計画に盛り込まれた諸施策を効果的に推進し、誰もが安全で快適に暮らすことができる交通社会の実現を目指して参ります。

群馬県交通安全対策会議 会長

大澤正明

目 次

群馬県における近年の交通事故発生状況と課題

基本方針

基本方針 1 高齢者の交通事故防止対策

基本方針 2 生活道路・通学路の交通安全対策

本 編

第1章 道路交通の安全

交通事故が起きにくい交通環境づくり

第1節	道路交通環境の整備	1
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
項目	2 幹線道路における交通安全対策の推進	1
項目	3 交通安全施設等整備事業の推進	3
項目	4 効果的な交通規制の推進	5
項目	5 自転車利用環境の総合的整備	5
項目	6 高度道路交通システムの推進	6
項目	7 交通需要マネジメントの推進	6
項目	8 災害に備えた道路交通環境の整備	7
項目	9 総合的な駐車対策の推進	8
項目	10 道路交通情報の充実	9
項目	11 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	9

交通事故を起こさない意識づくり

第1節	交通安全思想の普及徹底	11
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	11
項目	2 効果的な交通安全教育の推進	13
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	14
項目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	17
項目	5 住民の参加・協働の推進	18
第2節	安全運転の確保	18
項目	1 運転者教育等の充実	18

項目	2	運転免許手続の改善	21
項目	3	安全運転管理の推進	21
項目	4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	21
項目	5	交通労働災害の防止等	23
項目	6	道路交通に関する情報の充実	23

第3節 道路交通秩序の維持25

項目	1	交通指導・取締りの強化等	25
項目	2	交通事故事件に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	25
項目	3	暴走族及び旧車會対策の強化	26

交通事故の被害を軽減する体制づくり

第1節 救助・救急体制の充実27

項目	1	救助・救急体制の整備	27
項目	2	救急医療体制の整備	28
項目	3	救急関係機関の協力関係の確保等	29

第2節 被害者支援の充実と推進29

項目	1	自動車賠償保障制度の充実等	29
項目	2	損害賠償の請求についての援助等	29
項目	3	交通事故被害者支援の充実強化	30

先端技術の活用促進

第1節 車両の安全性の確保30

項目	1	先進安全自動車(セーフティ・ホールドカー/S)の普及推進	30
項目	2	自動車の検査及び点検整備の充実	31
項目	3	リコール制度の充実	32
項目	4	自転車の安全性の確保	32

第2章 鉄道交通の安全

列車事故の防止

第1節 鉄道交通環境の整備33

項目	1	鉄道施設等の安全性の向上	33
項目	2	運転保安設備の整備	33

第2節 鉄道の安全な運行の確保34

項目	1	運転士資質の保持	34
----	---	----------	-------	----

項目	2	安全上のトラブル情報の分析・活用	34
項目	3	気象情報等の充実	35
項目	4	保安監査等の実施	35
項目	5	大規模の事故等が発生した場合の適切な対応	36
第3節		鉄道車両の安全性の確保	36
第4節		救助・救急体制の充実	36
利用者の事故の防止			
第1節		鉄道交通環境の整備	37
第2節		鉄道交通の安全に関する知識の普及	37

第3章 踏切道における交通の安全

鉄道事業者が主体

第1節		踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	38
-----	--	--------------------	----

道路管理者と鉄道事業者が連携

第1節		踏切道の統廃合の促進	38
第2節		踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進	38
第3節		その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	38

群馬県における近年の交通事故発生状況と課題

群馬県における近年の交通事故発生状況と課題

近年の交通事故の傾向

人身事故発生件数は減少傾向にあるが、高齢者が加害者又は被害者となる事故は横ばいで、構成率は増加傾向にある(図1、図2参照)。

全死者数に占める高齢死者の割合が5割以上を占めている(図3参照)。

市町村道等における交通事故が全体の約4割を占めている(図4参照)。

高校生の1万人当たりの通学時の自転車事故件数が全国ワーストである(図5参照)。

高校生の自転車事故の約6割が出会い頭による事故で、その約6割が市町村道で発生している(図6参照)。

課題

高齢者の交通事故防止対策

- 高齢者が交通事故に遭いにくい歩行空間等の整備が必要
- 自動車以外の移動手段を選択できる環境整備が必要
- 高齢者が交通事故に遭わないための対策が必要
- 高齢運転者に交通事故を起こさせない対策が必要
- 高齢者を保護するための交通指導取締りの強化が必要

生活道路・通学路の交通安全対策

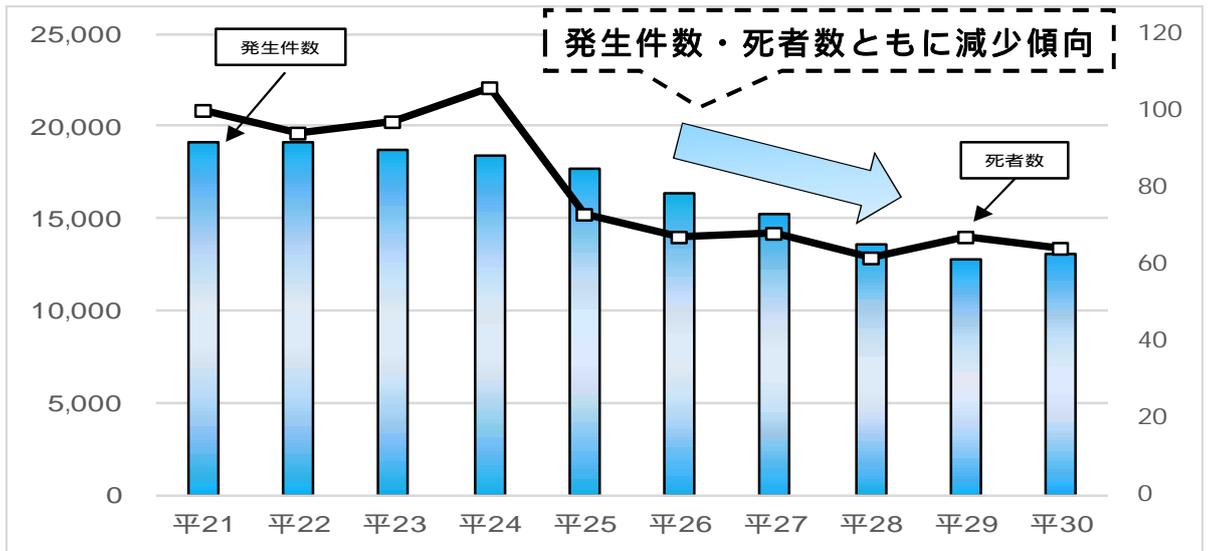
- 誰もが安心して通行できる道路交通環境の整備が必要
- 道路利用者や世代に応じた交通安全教育の推進と交通安全意識の高揚が必要
- 生活道路等における交通指導取締りの強化が必要

基本方針

上記の情勢と課題を受け、基本方針を定め、各関係部局の諸施策を連携させ、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進する。

図 1

群馬県の交通事故発生状況(過去10年)

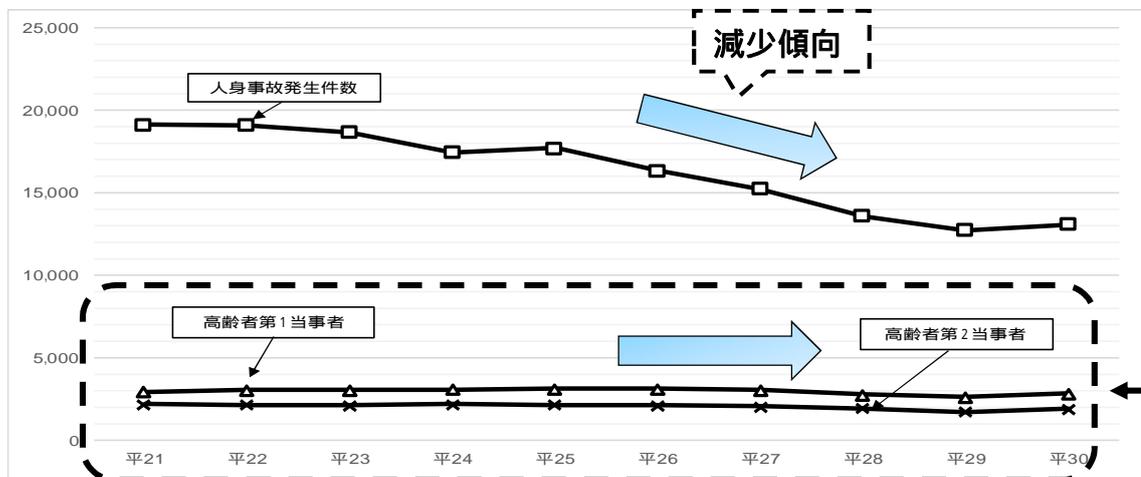


区 分	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30
人身事故発生件数	19,127	19,080	18,667	18,430	17,682	16,316	15,229	13,574	12,745	13,087
死者数	100	94	97	106	73	67	68	62	67	64

出典：群馬の交通事故統計

図 2

高齢者が関係する交通事故発生状況(過去10年)



区 分	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30
人身事故発生件数	19,127	19,080	18,667	17,430	17,682	16,316	15,229	13,574	12,745	13,087
高齢者第1当事者	2,971	3,072	3,081	3,102	3,151	3,139	3,091	2,778	2,656	2,862
構成率(%)	15.5	16.1	16.5	17.8	17.8	19.2	20.3	20.5	20.8	21.9
高齢者第2当事者	2,217	2,180	2,158	2,211	2,181	2,134	2,098	1,963	1,776	1,946
構成率(%)	11.6	11.4	11.6	12.7	12.3	13.1	13.8	14.5	13.9	14.9

高齢者の事故は横ばい

高齢者事故の構成率が増加

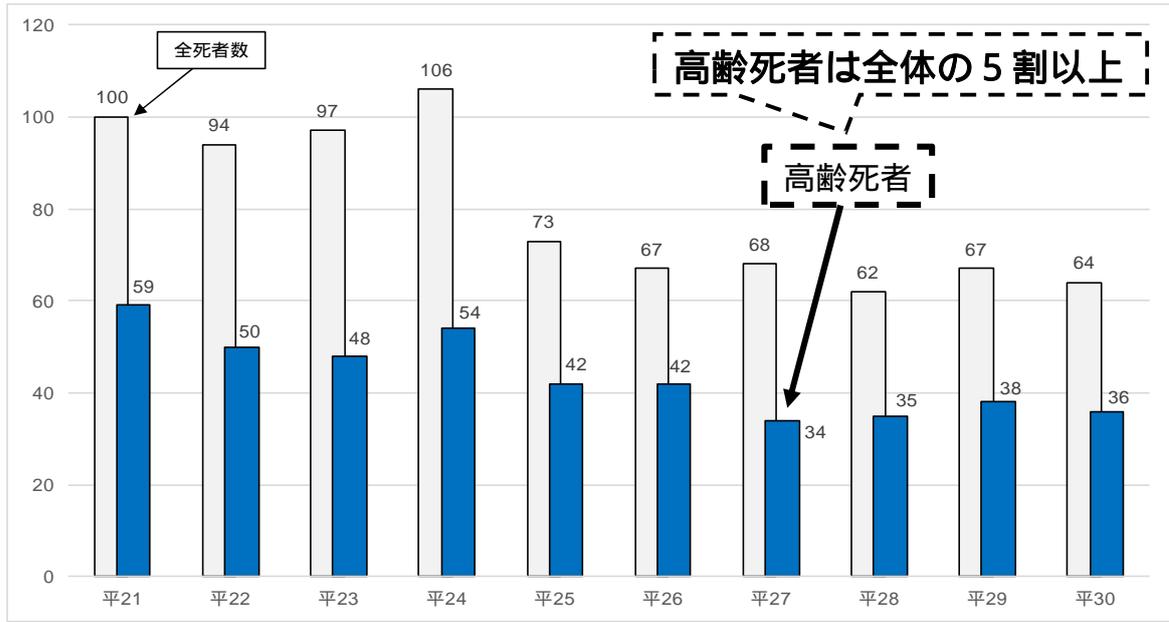
1: 高齢者第1当事者は、原付以上運転者を抽出(自転車運転者は除く。)

2: 高齢者第2当事者は、車両運転者、歩行者等全てを含む。

出典：群馬県警察本部

図 3

全死者のうち高齢死者の占める割合(過去10年)

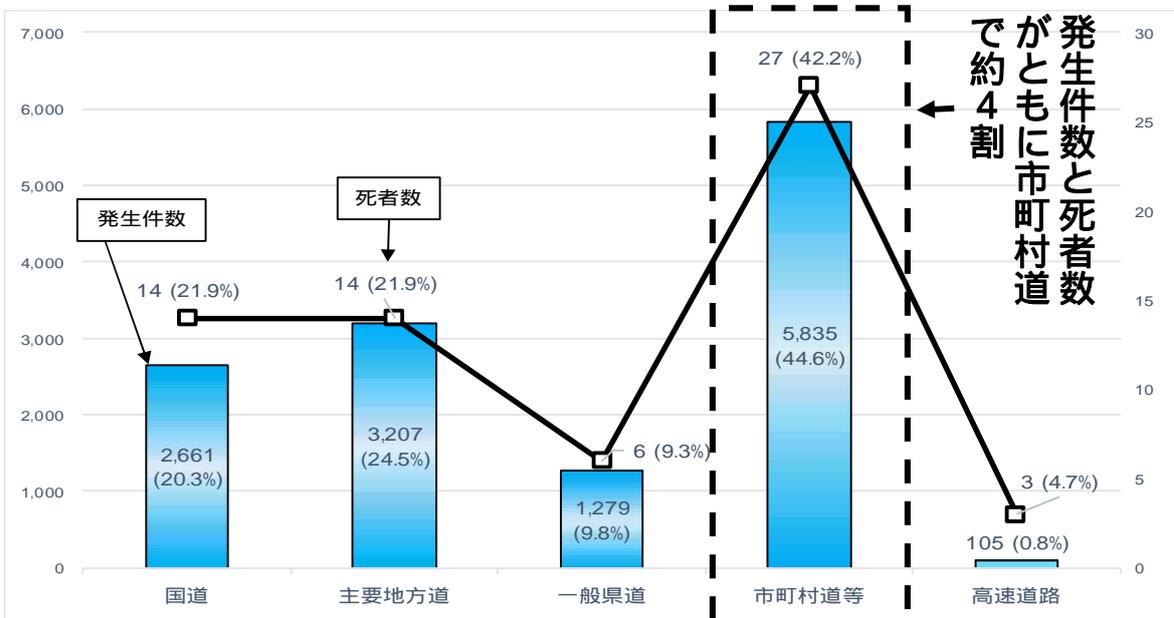


区分	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30
全死者数	100	94	97	106	73	67	68	62	67	64
高齢死者	59	50	48	54	42	42	34	35	38	36
構成率	59.0	53.2	49.5	50.9	57.5	62.7	50.0	56.5	56.7	56.3

出典：群馬の交通事故統計

図 4

路線別交通事故発生状況(平成30年中)



区分	国道	主要地方道	一般県道	市町村道等	高速道路	計
発生件数	2,661	3,207	1,279	5,835	105	13,087
死者数	14	14	6	27	3	64

出典：群馬の交通事故統計

図 5

高校生の1万人当たりの通学時自転車事故件数(平成29年)

順位	都道府県	1万人当たり事故件数
1(1)	群馬県	91.94
2(2)	静岡県	79.28
3(8)	山梨県	48.28
4(7)	佐賀県	41.64
5(4)	香川県	39.68
6(6)	埼玉県	38.50
7(9)	長野県	36.89
8(5)	山形県	36.75
9(3)	宮崎県	35.81
10(10)	兵庫県	35.66

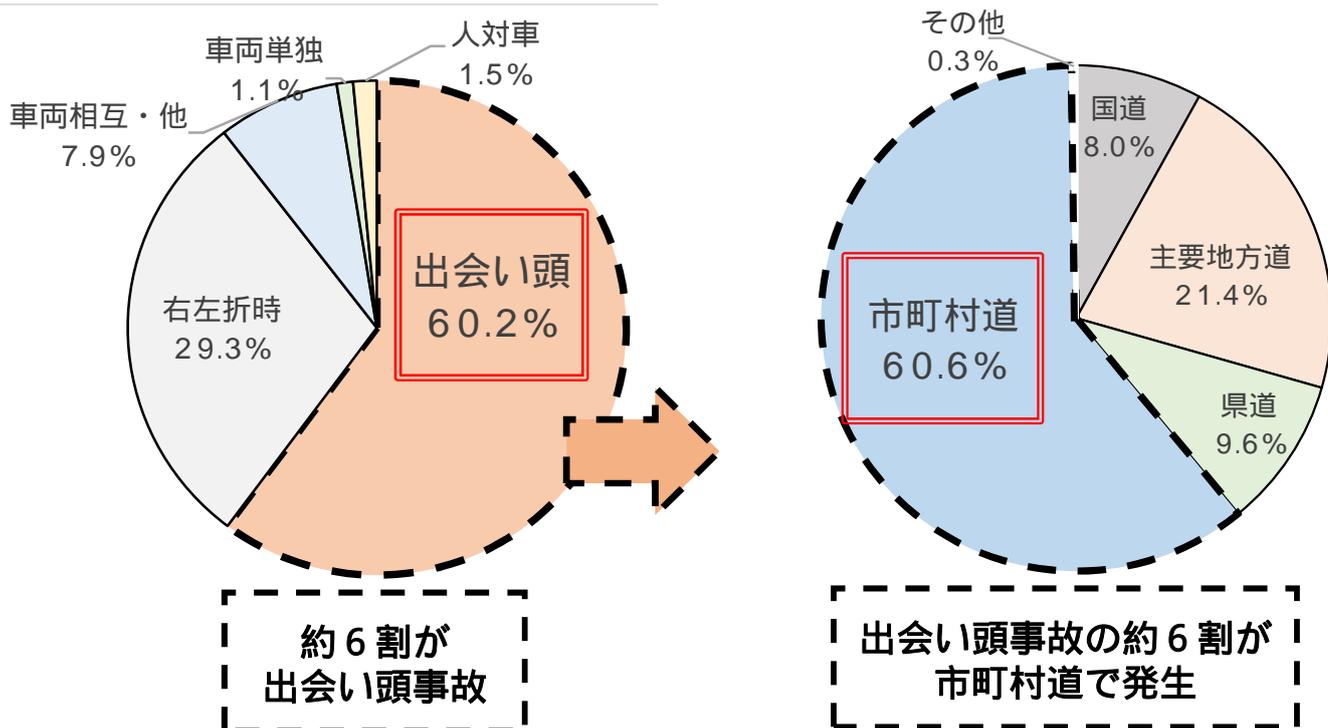
← 平成26年から4年連続
全国ワースト1位

()内は平成28年の順位

出典: 自転車の安全利用促進委員会

図 6

高校生自転車事故の特徴(平成26年から平成30年の累計)



出典: 群馬県警察本部

基 本 方 針

基本方針 1 高齢者の交通事故防止対策

高齢者の安全に資する歩行空間等の整備

【交通規制課・高崎河川国道事務所・道路管理課】

1、4ページ

音響式信号機や歩車分離式信号等の整備推進

駅、公共施設、福祉施設等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化の推進

公共交通機関の維持確保と利用促進【交通政策課】

6ページ

自動車以外の移動手段も選択できる社会への転換を図るための「群馬県交通まちづくり戦略」に掲げる事業の推進

利用しやすい乗合バス及び鉄道の整備

高齢歩行者対策

【交通企画課・介護高齢課・道路管理課】

12、15ページ

交通安全協会女性部、民生委員等と連携した高齢者宅訪問活動の推進

横断歩行トレーナー積載車を活用した参加・体験型の出前式交通安全教育の推進

反射材の着用促進

高齢運転者対策

【交通企画課・運転免許課・運転管理課・道路管理課】

17、18、19、20ページ

高齢者・初心者しあわせドライブの実施

運転免許自主返納制度の周知と返納者に対する支援制度の推進

運転適性検査車や「ふれあい号」の活用

先進安全自動車（セーフティ・サポートカー/S）の体験乗車を含む交通安全教育の推進

危険な運転者の早期発見と指導・排除

適性相談活動の強化

高齢者講習等の法定講習の充実

交通指導・取締りの強化【交通指導課】

25ページ

高齢者を保護する観点から、指定した信号機のない横断歩道を重点とした歩行者等優先の啓発と横断歩行者妨害違反取締りの強化

基本方針 2 生活道路・通学路の交通安全対策

生活道路における交通安全対策の推進

【高崎河川国道事務所、交通規制課、道路管理課、道路整備課】 1、2ページ

ゾーン30及び高輝度標識等の整備と信号灯器のLED化の推進
歩道整備、路側帯のカラー化、防護柵の設置等の推進
教育委員会、道路管理者及び公安委員会が連携した通学路点検の実施と危険箇所の交通安全対策の実施
歩行者・自転車利用者のための道路改築と歩道整備を伴う道路拡幅
交差点の立体化等交差点改良の推進
横断歩道橋、道路案内標識等交通安全施設の整備

交通安全思想の普及徹底

11、15、32ページ

【健康体育課、交通企画課、学事法制課、道路管理課】

幼児から高齢者まで段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
自動車教習所と連携した交通安全教育
自転車指導警告書の交付データ等を活用した交通安全教育・指導
自転車運転者講習制度の周知徹底
自転車用ヘルメットの普及促進と、高校生に対するヘルメット着用モニター事業の継続実施
損害保険会社と連携した県民が加入しやすい自転車保険の設定と加入促進

交通指導・取締りの強化【交通指導課】

25ページ

交通事故発生実態、違反実態を分析した交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
悪質・危険性の高い違反及び交通事故に直結する違反の重点的な取締りの実施
指定した信号機のない横断歩道を重点とした歩行者等優先の啓発と横断歩行者妨害違反取締りの強化
スクールゾーンでの通行禁止違反等の交通指導取締りの強化
無灯火・信号無視・一時不停止等及び歩道通行者に危険を及ぼす違反に対する積極的な指導・警告と警察官の制止に従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置の強化

本 編

章	1 道路交通の安全 【 交通事故が起きにくい交通環境づくり】
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細目	(1) 生活道路における交通安全対策の推進 (2) 通学路等の歩道整備等の推進 (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
[計画の方針及び概要]	
<p>ア 生活道路における交通安全対策の推進 公安委員会及び道路管理者の連携により、歩行者・自転車に係る死傷事故発生が多いエリアについて歩道整備、車両速度の抑制、通過交通の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間を確保する。</p> <p>(ア) 公安委員会 最高速度30キロメートルの区域規制とする「ゾーン30」の整備 高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化の推進</p> <p>(イ) 道路管理者 歩道整備、路側帯のカラー化、防護柵の設置、道路標識の設置、交差点改良及び道路照明のLED化を推進する。</p> <p>(ウ) 教育委員会、道路管理者及び公安委員会が連携して、通学路の点検を実施し、判明した危険箇所について交通安全対策を実施する。</p> <p>イ 園児等の移動経路における交通安全の確保 道路管理者、公安委員会等関係部局が連携して、危険性の高い園児等の移動経路を点検し、対策の必要性や手法について検討の上、緊急性の高い箇所から対策を講じる。</p> <p>ウ 通学路等の歩道整備等の推進 信号機や歩道等の整備による通学路の整備</p> <p>エ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 高齢者・身体障害者等の通行の安全と円滑を図るため、音響式信号機や歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機及びエスコートゾーンの整備を推進する。</p> <p>(ア) 歩道整備 (イ) 視覚障害者誘導用ブロックによる案内</p> <p>オ 老朽化した交通安全施設の計画的な更新</p>	
高崎河川国道事務所 交通規制課 道路管理課	

章	1 道路交通の安全 【 交通事故が起きにくい交通環境づくり】												
節	1 道路交通環境の整備												
項目	2 幹線道路における交通安全対策の推進												
細目	(1) 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進												
[計画の方針及び概要]													
<p>ア 事故データから、事故要因等に即した効果の高い対策を立案し実施する。</p> <p>イ 対策完了後、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を実施する。</p> <p>ウ 「事故ゼロプラン箇所」対策 事故の発生割合の大きい幹線道路を事故ゼロプラン箇所として指定し、集中的な事故抑止対策を推進する。</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 国道17号</td> <td>高崎市ほか</td> <td>82百万円</td> </tr> <tr> <td>・ 国道18号</td> <td>安中市ほか</td> <td>86百万円</td> </tr> <tr> <td>・ 国道50号</td> <td>前橋市ほか</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td>・ 国道254号ほか</td> <td>高崎市ほか</td> <td>15百万円</td> </tr> </table>		・ 国道17号	高崎市ほか	82百万円	・ 国道18号	安中市ほか	86百万円	・ 国道50号	前橋市ほか	68百万円	・ 国道254号ほか	高崎市ほか	15百万円
・ 国道17号	高崎市ほか	82百万円											
・ 国道18号	安中市ほか	86百万円											
・ 国道50号	前橋市ほか	68百万円											
・ 国道254号ほか	高崎市ほか	15百万円											
高崎河川国道事務所 道路管理課													

細目	(2) 事故危険箇所対策の推進	
[計画の方針及び概要]	交通規制課 高崎河川国道事務所 道路管理課	
ア	事故の発生割合が高い幹線道路の区間等を事故危険箇所に指定し、公安委員会と道路管理者が連携した集中的な事故抑止対策を実施する。	
イ	事故危険箇所における信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等の停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等路線ごとに最善な対策を推進する。	
細目	(3) 幹線道路等における交通規制	
[計画の方針及び概要]	交通規制課	
ア	道路構造、交通安全施設の整備状況、交通状況等を勘案した速度規制や追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の見直しを実施する。	
イ	新規供用道路の道路構造、安全施設の整備状況等を勘案した適正な交通規制を実施する。	
ウ	既供用の高速道路の交通流の変動、道路構造の改良、安全施設の整備状況、事故発生状況等を総合的に勘案した交通実態に即した規制の見直しを実施する。	
エ	事故多発区間の大型貨物自動車等の通行区分規制、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策を実施する。	
オ	交通事故、異常気象等の交通障害発生時において迅速・的確な臨時交通規制を実施する。	
細目	(4) 重大事故の再発防止	
[計画の方針及び概要]	交通規制課	
	道路交通環境等事故発生要因の調査による同様事故の再発防止に努める。	
細目	(5) 適切に機能分担された道路網の整備	
[計画の方針及び概要]	高崎河川国道事務所 道路整備課	
	道路機能の分離単純化	
	バイパスの整備	
	国直轄事業	
	・ 国道17号 上武道路	20百万円
	・ 国道17号 渋川西バイパス	2,426百万円
	・ 国道17号 綾戸バイパス	137百万円
	・ 国道50号 前橋笠懸道路	1,428百万円
	道路整備課所管分	
	・ 国道353号 金井バイパス～祖母島・箱島バイパス	2,859百万円
	・ (主)高崎渋川線バイパス 2期工区(4車線化)	300百万円
	・ (主)前橋安中富岡線 高崎西工区	1,708百万円
細目	(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	
[計画の方針及び概要]	東日本高速道路	
	事故削減に向けた総合的施策の集中的実施 舗装改良事業(高機能舗装)～関越道、上信越道、北関東道	
細目	(7) 改築等による道路交通環境の整備	
[計画の方針及び概要]	高崎河川国道事務所 道路管理課 道路整備課	
ア	歩行者・自転車利用者のための道路改築事業の推進、歩道設	

<p>[計画の方針及び概要]</p> <p>ア 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間の確保 歩道（自転車道を含む。）の整備 国直轄事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道17号 利根郡みなかみ町羽場地区 120百万円 ・ 国道17号 渋川市上白井地区 174百万円 道路管理課所管分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本総合整備（防災・安全交付金） （主）前橋大間々桐生線 前橋市粕川町西田面地内 ほか66か所 801百万円 ・ 県単独事業 通学路安全点検箇所対策 等 11百万円 </p>	<p>高崎河川国道事務所 道路管理課</p>
<p>細 目 (3) 幹線道路対策の推進</p>	
<p>[計画の方針及び概要]</p> <p>ア 事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間における重点的な交通事故対策を実施する。 イ 事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づく、信号機の改良、交差点改良等の対策を実施する。 ウ 道路での交通事故防止を図るため、交通量の多い区間での連続照明や交差点等の局部照明を視認性に優れるLED照明の設置や更新を推進する。</p>	<p>高崎河川国道事務所 道路管理課 交通規制課</p>
<p>細 目 (4) 交通円滑化対策の推進</p>	
<p>[計画の方針及び概要]</p> <p>信号機の改良、交差点の立体化、開かずの踏切の解消、駐車対策の実施による交通の円滑化を推進する。</p>	<p>高崎河川国道事務所 交通規制課</p>
<p>細 目 (5) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現</p>	
<p>[計画の方針及び概要]</p> <p>ア 交通情報の収集、分析・提供や交通状況に即応した信号制御、その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うための交通管制エリアの改善等交通管制システムの充実・高度化を推進する。 イ 複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化、系統化等の信号制御の改良を推進する。 ウ 最先端の情報通信技術等を用いた光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの高度化等による新交通管理システム（UTMS）を推進する。 エ 情報収集・提供環境の拡充等による道路交通情報提供の充実等を推進する。</p>	<p>高崎河川国道事務所 交通規制課</p>
<p>細 目 (6) 道路交通環境整備への住民参加の促進</p>	
<p>[計画の方針及び概要]</p> <p>ア インターネット、はがき、「道の相談室」等を活用し道路利用者の意見を反映する。 イ 交通安全対策の計画段階から実施全般にわたり、住民が積極的に参加できる仕組みづくりを推進する。 ウ 安全な道路交通環境の整備に係る住民の協力と理解を得るための進捗状況・効果等を積極的に公表する。</p>	<p>高崎河川国道事務所</p>
<p>細 目 (7) 歩行者空間のバリアフリー化</p>	
<p>[計画の方針及び概要]</p> <p>高齢者や障害者等を含む全ての人が、安全で安心な社会参加の実現に向けた駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリア</p>	<p>高崎河川国道事務所 道路管理課</p>

フリー化を推進し、安全で安心な歩行空間を整備する。	
細目	(8) 無電柱化の推進
[計画の方針及び概要]	高崎河川国道事務所 道路管理課
「群馬県無電柱化推進計画2019」に沿った無電柱化を推進する。	
ア 高崎河川国道事務所所管分	
電線共同溝(国直轄事業)	350百万円
・ 国道17号(高崎市内)	ほか8か所
イ 道路管理課所管分	
電線共同溝	800百万円
・ (主)富岡神流線 富岡市富岡地内	ほか25か所

章	1 道路交通の安全 【 交通事故が起きにくい交通環境づくり】
節	1 道路交通環境の整備
項目	4 効果的な交通規制の推進
細目	(1) 地域の特性に応じた交通規制
[計画の方針及び概要]	交通規制課
ア 地域の交通実態を踏まえた交通規制や交通管制の内容についての点検・見直し	
イ 交通情勢の変化を適確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策の推進	
ウ 一般道路における実勢速度、交通事故発生状況を勘案した規制速度の引き上げ、規制理由の周知措置等の推進	
エ 生活道路における速度抑制対策の積極的な推進	
オ 地域住民の意見要望を十分に踏まえた上での道路環境、交通量等に即応したきめ細やかな駐車規制の推進	
カ 公安委員会が行う交通規制の情報についてのデータベース化の推進による効果的な交通規制	

章	1 道路交通の安全【 交通事故が起きにくい交通環境づくり】
節	1 道路交通環境の整備
項目	5 自転車利用環境の総合的整備
細目	(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備 (2) 自転車等の駐車対策の推進 (3) 大規模自転車道の整備
[計画の方針及び概要]	高崎河川国道事務所 交通規制課 道路管理課
ア 安全かつ円滑な自転車走行空間の整備 歩道幅員が広く、かつ普通自転車を歩道通行させても支障ないと認められる区間について、普通自転車の歩道通行可の指定や普通自転車の歩道通行部分の指定を実施する。	
イ 群馬県自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備 路肩を含む車道内に、自転車が安全に走行できる通行空間として、自転車専用通行帯や矢羽根型路面表示を整備する。	
道路管理課所管分	
・ 中高生の自転車通学路における自転車通行空間整備 120百万円	

章	1 道路交通の安全 【 交通事故が起きにくい交通環境づくり】
節	1 道路交通環境の整備
項目	6 高度道路交通システムの推進
細目	(1) 道路交通情報通信システムの整備 (2) 新交通管理システムの推進 (3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進 (4) 道路運送事業に係る高度情報化の推進
[計画の方針及び概要]	
道路管理の充実、情報提供の充実、ITSの推進を行うべく、道路情報システムの基盤及び設備の整備充実を図る。	
交通規制課	

章	1 道路交通の安全 【 交通事故が起きにくい交通環境づくり】
節	1 道路交通環境の整備
項目	7 交通需要マネジメントの推進
細目	(1) 公共交通機関の維持確保と利用促進 (2) 自動車利用の効率化
[計画の方針及び概要]	
ア 交通まちづくり戦略推進 227,275千円 自動車以外の移動手段も選択できる社会への転換を図るため、「群馬県交通まちづくり戦略」に掲げる事業「新たな移動手段（相乗りなど）の導入実証実験」、「バスロケーションシステムの導入検討」、「路線バスの自動運転実証実験」、「パークアンドライド駐車場などを整備する、鉄道路線別“利用促進アクションプログラム”の策定」などを推進する。	
イ 利用しやすい乗合バスの整備 県民の身近な足として重要な役割を担っているバスについて、路線の維持及び活性化に努めるとともに、利用促進を図る。	
○ 路線バス対策 228,304千円 県民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、広域的・幹線的な一般乗合バス路線については、国庫補助制度と連携して、路線バスの維持・確保を図ると共に、市町村が運行するバス路線については「市町村乗合バス補助制度」を活用し、地域の実情に即したバス路線網の整備を促進する。	
ウ 利用しやすい鉄道の整備 都市機能の維持・改善、地域の活性化、資源・エネルギーの節約、環境の保全のほか、学生や高齢者などのいわゆる交通弱者の足として重要な役割を担っている鉄道について、駅周辺環境の整備、駅のバリアフリー化など、利用しやすい鉄道にするための整備を促進する。	
○ ステーション整備事業 352,345千円 市町村等が行う駅や駅周辺の整備計画策定や交通関連施設整備を支援することにより、駅と駅周辺の総合的かつ計画的な整備を進め、鉄道利用の促進と地域の活性化を図る。	
交通施設バリアフリー化の促進 29,684千円 鉄道事業者等が行う駅のバリアフリー化整備を促進し、高齢者や障害者等の移動の利便性や安全性の向上を図る。	
交通政策課	

章	1 道路交通の安全 【 交通事故が起きにくい交通環境づくり】									
節	1 道路交通環境の整備									
項目	8 災害に備えた道路交通環境の整備									
細目	(1) 災害に備えた道路の整備									
[計画の方針及び概要]								高崎河川国道事務所 道路管理課		
災害に強い道路の整備 道路災害防除事業 山間部における落石等の自然災害を未然に防止するため、危険箇所を整備する。 (単位：百万円)										
工種	国直轄事業		国庫補助事業		交付金事業		県単独事業		合計	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
道路防災	5	340	0	0	76	3,300	44	598	75	1,402
細目	(2) 災害に強い交通安全施設等の整備									
[計画の方針及び概要]								高崎河川国道事務所 交通規制課 道路管理課		
ア 交通管制センター、交通監視カメラ、各種車両感知器、道路情報板等の交通安全施設の整備を推進する。 イ 停電に起因する信号機機能停止防止のための非常用電源付加装置の整備を推進する。										
細目	(3) 災害発生時における交通規制									
[計画の方針及び概要]								高崎河川国道事務所 交通規制課 道路管理課		
ア 緊急交通路の確保、被災地への車両の流入規制等の交通規制を迅速・的確に実施する。 イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく交通規制を的確に実施するため被災地への車両流入の抑制、迂回指示・広報を実施する。 ウ 災害状況・交通規制等に関する情報を提供する道路交通情報板を整備する。 エ 大規模災害発生時における迅速な救命救助、救援活動を支援するため、平成29年度に策定した「群馬県道路啓開マニュアル」に基づき、迅速な道路啓開が可能な道路管理体制を構築する。										
細目	(4) 災害発生時における情報提供の充実									
[計画の方針及び概要]								高崎河川国道事務所 交通規制課 道路管理課		
ア 道路の被災状況、道路交通状況の迅速・的確な収集・分析・提供による復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保、道路利用者等への道路交通情報を提供する。 イ 地震計、道路交通監視カメラ、車両感知器、道路交通に関する情報提供装置、通信施設、道路管理情報システム等の整備を推進する。 ウ インターネット等情報通信技術（IT）を活用した道路・交通に関する災害情報等を提供する。										

章	1 道路交通の安全 【 交通事故が起きにくい交通環境づくり】	
節	1 道路交通環境の整備	
項目	9 総合的な駐車対策の推進	
細目	(1) きめ細やかな駐車規制の推進	
[計画の方針及び概要]		交通規制課
<p>ア 時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と道路空間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面からの現行規制の見直しを推進する。</p> <p>イ 地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細やかな駐車規制を推進する。</p>		
細目	(2) 違法駐車対策の推進	
[計画の方針及び概要]		交通指導課
<p>ア 悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を置き、地域の実態に応じた取締活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。</p> <p>イ 道路交通環境等当該現場の状況を勘案し、取締活動ガイドラインの見直しを図る。</p> <p>ウ 放置違反金納付命令及び使用制限命令を積極的に活用し、放置駐車違反車両の使用者に対しての責任追及を強化する。</p> <p>エ 交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反の運転者に対しての責任追及を徹底する。</p>		
細目	(3) 駐車場等の整備	
[計画の方針及び概要]		都市計画課
<p>ア 駐車場整備に関する調査を推進し、自動車交通が混雑する地区等における駐車場整備地区の指定を促進する。</p> <p>イ 総合的な駐車対策を行うための、駐車場整備計画の策定を推進する。</p> <p>ウ 大規模な建築物に対する駐車場の整備を義務付ける附置義務条例の制定の促進及び民間駐車場の整備を促進する。</p> <p>エ 都市機能の維持・増進を図るべき地区及び交通結節点等重点的に駐車場の整備を図るべき地域における、公共駐車場の整備を積極的に推進する。</p> <p>オ 既存駐車場の有効利用を図るための、駐車場案内システム・駐車誘導システムの高度化を推進する。</p> <p>カ 郊外部からの過剰な自動車流入を抑止し、都心部での交通の混雑を回避するため、パークアンドライドの普及のための駐車場等の環境整備を推進する(「項目7・交通需要マネジメントの推進(P6)」欄中にも一部記載)。</p>		
細目	(4) 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚	
[計画の方針及び概要]		交通企画課 交通指導課 交通規制課
<p>ア 違法駐車排除等に関する広報・啓発活動の実施</p> <p>イ 関係機関・団体との密接な連携と地域交通安全活動推進委員の積極的活動による違法駐車締め出し気運の醸成と高揚を図る。</p>		
細目	(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	
[計画の方針及び概要]		交通指導課 交通規制課
<p>ア 自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組を促進する。</p> <p>イ 路外駐車場や路上荷捌きスペースの整備、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。</p>		

章	1 道路交通の安全 【 交通事故が起きにくい交通環境づくり】
節	1 道路交通環境の整備
項目	10 道路交通情報の充実
細目	(1) 情報収集・提供体制の充実 (2) ITSを活用した道路交通情報の高度化 (3) 適正な道路交通情報提供事業の促進 (4) 分かりやすい道路交通環境の確保
[計画の方針及び概要]	
<p>ア 交通管制システムの高度化 交通管制センターの高度化、信号機制御エリアの拡大、情報収集提供装置の整備充実など、交通流量の適切なコントロール機能の強化に努める。</p> <p>イ 信号機の高度化改良及び運用の見直し 道路交通の実態に応じた適切な信号制御を行うため、信号機の高度化改良及び運用の見直しを推進する。</p> <p>ウ 「高度道路交通システム」(ITS)の推進 最先端の情報通信技術(ICT)を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与することを目的とした「高度道路交通システム」(ITS: Intelligent Transport Systems)の推進を図る。</p> <p>エ イベントに伴う臨時の放送局の開設の促進 博覧会、スポーツ大会等の各種イベントに際し、開設される臨時の放送局は、イベントの円滑な運営に資するとともに、入場者等の利便及び会場周辺の交通安全の確保を図るため、効果的な情報提供が行われていることから、今後とも各種イベントにおける臨時の放送局の開設を積極的に促進する。</p> <p>オ 「コミュニティ放送」の普及促進 「コミュニティ放送局」は、市町村の一部区域を対象に放送を行うFM放送で、地域住民や観光客等に、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をFMラジオを通してリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与していることから、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。</p>	
交通規制課 関東総合通信局	

章	1 道路交通の安全 【 交通事故が起きにくい交通環境づくり】
節	1 道路交通環境の整備
項目	11 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	(1) 道路の使用及び占用の適正化等
[計画の方針及び概要]	
<p>ア 道路使用及び占用の適正化 道路使用の適正化 円滑な交通の流れを阻害するおそれのある道路工事・作業の実施時期や方法等を的確に管理して、道路使用の集中を抑制するための調整指導を行う。また、交通安全活動推進センター調査員による現地調査をはじめ、無許可道路使用及び許可条件違反に対する指導取締りを強化し、道路使用の適正化に努める。</p> <p>道路占用の適正化 道路の占有については、道路法及び群馬県道路占有規則(昭和57年規則第26号)に基づき適正な運用を図り、占有物件の維持管理の適正化について指導を強化する。</p> <p>イ 不法占有物件の排除等 実態把握、強力な指導取締りによる道路不法占有物件排除を実施する。</p>	
高崎河川国道事務所 交通規制課 道路管理課	

不法占用等の防止を図るための沿道住民に対する積極的な啓発活動、「道路ふれあい月間」等を中心とした道路の愛着思想の普及に努める。
 工事等を効果的に実施するためのデジタル地図の活用、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの段階的活用を拡大する。

細目 (2) 休憩施設等の整備

[計画の方針及び概要]

過労運転や高齢運転者等の事故防止のため、道の駅等の休憩施設の整備を図る。

高崎河川国道事務所
道路管理課

細目 (3) 子供の遊び場等の確保

[計画の方針及び概要]

ア 児童館(児童センター)・放課後児童クラブ整備事業

16か所の整備に対し財政的支援を行う 75,864千円

・次世代育成支援対策施設整備交付金 1か所 11,666千円(児童館分のみ)

・子ども・子育て支援整備交付金 9か所 64,198千円

イ 都市公園整備事業

住区基幹公園整備事業 191,778千円

4市30公園の都市公園整備事業を実施する。

都市基幹公園整備事業 1,190,722千円

1県6市10公園の都市公園整備事業を実施する。

緩衝緑地等整備事業 63,100千円

2市2公園の都市公園整備事業を実施する。

子育て・青少年課
都市計画課

細目 (4) 道路法等に基づく通行の禁止又は制限

[計画の方針及び概要]

道路の構造の保全や交通の危険防止のため、道路法(昭和27年法律第180号)等に基づき、的確かつ迅速な通行の禁止又は制限を行う。

高崎河川国道事務所
道路管理課
東日本高速道路

細目 (5) 地域に応じた安全の確保

[計画の方針及び概要]

積雪寒冷地域における凍結路面、雪崩等の対策
 積雪寒冷地域の冬期路面凍結に起因する交通事故の防止を図るため、消融雪施設の整備を進める。また、雪崩による交通事故及び通行止めの防止を図るため、スノーシェッド等の整備を進める。

高崎河川国道事務所
道路管理課

(単位:百万円)

区分	国直轄事業		国庫補助事業		交付金事業		県単独事業		合計	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
消融雪施設	0	0	0	0	11	506	0	0	11	506
雪崩対策工	0	0	0	0	16	270	0	0	16	270
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】														
節	1 交通安全思想の普及徹底														
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進														
細目	(1) 幼児に対する交通安全教育														
[計画の方針及び概要]		交通企画課 学事法制課 子育て・青少年課													
心身発達の段階や地域の実情に応じた基本的な交通ルールの遵守や交通マナーを実践する態度の習得及び日常生活において道路を安全に通行するために必要な基本的技能・知識の習得を推進する。															
細目	(2) 児童に対する交通安全教育 (3) 中学生に対する交通安全教育 (4) 高校生に対する交通安全教育														
[計画の方針及び概要]		健康体育課 交通企画課 学事法制課 道路管理課													
<p>ア 児童に対する交通安全教育 歩行者・自転車利用者としての必要な技能・知識危険予測や危険回避能力を習得させるため、心身発達の段階に応じた具体的に理解しやすい交通安全教育を推進する。</p> <p>イ 中学生に対する交通安全教育 交通ルールを守ることの大切さと自転車の正しい通行方法等を教育し、思いやりや他人の安全を配慮する意識の習得を推進する。</p> <p>ウ 高校生に対する交通安全教育 自動車等の免許取得が可能な年齢に達することから、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、将来の安全運転者育成の基礎となる交通安全教育を推進し、交通社会の一員として責任ある行動がとれる健全な社会人の育成を推進する。 スタントマンによる自転車交通安全教室 18校 実技を採り入れた交通安全プログラム教室 15校</p> <p>エ 交通安全対策事業 群馬県学校安全研究協議会（小・中・特別支援・県立学校・公立高校） 各学校の安全主任等を対象に、通学路における交通安全指導等について、研究協議を行う。 二輪車安全運転者講習会（公立高校（全日制）） 登下校で二輪車を使用している生徒と交通安全教育指導担当者を対象に資質の向上・充実を図る。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>所属名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県学校安全研究協議会</td> <td>各安全教育担当教員の研究協議を通じた学校安全の資質・能力の育成</td> <td>208千円</td> <td>健康体育課</td> </tr> <tr> <td>二輪車安全運転者講習会</td> <td>公立高等学校の二輪車免許取得生徒及び引率教員の安全教育指導の向上</td> <td>76千円</td> <td>健康体育課</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	事業内容	予算額	所属名	群馬県学校安全研究協議会	各安全教育担当教員の研究協議を通じた学校安全の資質・能力の育成	208千円	健康体育課	二輪車安全運転者講習会	公立高等学校の二輪車免許取得生徒及び引率教員の安全教育指導の向上	76千円	健康体育課
事業名	事業内容	予算額	所属名												
群馬県学校安全研究協議会	各安全教育担当教員の研究協議を通じた学校安全の資質・能力の育成	208千円	健康体育課												
二輪車安全運転者講習会	公立高等学校の二輪車免許取得生徒及び引率教員の安全教育指導の向上	76千円	健康体育課												
<p>交通安全指導対策協議会（公立高校、公立中等教育学校（後期）） 交通安全教育の充実のため、指導担当者の資質向上と指導体制の強化を図る。 ・ 交通安全指導者養成講習会（教員向けの体験型講習会） ・ 危険な状況を再現した自転車安全指導研修会（教員向けの研修会） 学校安全巡回点検（県立学校） 学校安全総合点検の徹底と安全指導（交通安全指導を含む）の充実を図る。 学校安全総合点検表の作成 学校安全総合点検表（交通安全指導を含む。）を作成し、市町村立学校、県立学校に配布する。 学校安全（交通安全を含む）各種研修会への参加 学校安全教育指導者の資質向上のため、各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修で指導者の養成を行い、交通安全教育の充実に資する。 交通安全教育指針及び群馬県交通安全教育アクション・プログラムに基づく交通安全教育の推進</p>															

歩行者や自転車利用者として基本的なルールやマナーを覚えさせるとともに、道路における危険予測、危険回避の能力を高める。

自動車教習所と連携した交通安全教育

小・中学生等を対象に、自動車教習所のコースを使用した参加・体験・実践型の交通安全教育を行い、道路における危険予測や危険回避能力、自転車で安全に道路を通行するための必要な知識を習得させる。

高等学校交通安全教室の推進

高校生を対象に、交通安全協会等の協力のもと、様々な手法を用いて交通安全意識の向上及び将来社会人として交通安全を担っていく人材の育成を目指す。

事業名	事業内容	予算額	所属名
高等学校交通安全教室推進事業	高等学校交通安全教室の開催（県内全66公立高等学校、2中等教育学校（後期））	72千円	健康体育課

児童・生徒に対する交通安全教育の推進

関係機関等との連携による会議（小・中・高等学校長会代表者、高等学校PTA連合会、PTA連合会代表者、関係行政機関代表者等）を開催するとともに、中・高校生を対象とした実技講習及び生徒による研究協議を実施する。

事業名	事業内容	予算額	所属名
交通安全教育推進事業	・交通安全教育推進会議の開催 ・群馬県サイクルサミットの実施	91千円	健康体育課

プレ運転者交通安全教室

高等学校・中等教育学校卒業後の四輪自動車による初心運転者の交通事故を未然に防止するため、地元警察署との連携による卒業予定生徒に対する交通安全指導を実施する。

自転車検定(ミニテスト)

自転車の利用に必要な基本的な交通ルールに関する短時間小テストを実施して交通法規等の再確認を促し、交通安全意識の高揚を促す。

自転車指導警告書の交付データ等を活用した交通安全教育・指導

高校生に対する自転車の指導警告状況を各校へ情報提供することにより、各校独自の交通安全教育を促進させ、高校生の自転車利用時における交通事故防止対策を図る。

細目 (5) 成人に対する交通安全教育

[計画の方針及び概要]

交通企画課
道路管理課

自動車等の安全運転確保の観点から、運転免許取得後の運転者教育、社会人・大学生等に対する交通安全教育の充実を図る。

ア 運転者に対する実践的な講習会の開催

歩行者・自転車利用者（特に高齢者）の保護、全ての座席におけるシートベルト、チャイルドシートの着用及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図る。

また、重大事故に直結する可能性の高い速度超過、飲酒運転等の悪質・危険な運転や違法駐車等の防止等を中心に、運転者としての社会的責任を自覚させることによる自発的な安全行動を促す交通安全教育を推進する。

イ 企業等における安全運転管理体制の充実

安全運転管理者等に対する法定講習を始め、各種講習会において高齢者及び子供の行動特性等を理解させ、運転行動に反映させるための体験学習を実施する。

企業における自主的な事故防止活動等を促進するための各種データを積極的に提供し、企業内における安全管理の向上を図る。

ウ 交通安全教育用資料の作成（チラシ、リーフレット等）

エ 自転車利用者に対する教育

自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、自転車の通行方法等に関し、法令の遵守、安全、適切な乗り方についての指導、教育を強化する。

講習会、自転車安全教室等を計画的に実施し、自転車のマナーアップ運動と連動させた交通マナーと交通安全意識の普及・向上、自転車保険等の加入促進を図る。

細目 (6) 高齢者に対する交通安全教育

[計画の方針及び概要]

交通企画課
介護高齢課
道路管理課

加齢に伴う身体機能の低下が運転や歩行に及ぼす影響を、高齢者自身に理解させることにより、交通安全意識の啓発を図る。

<p>ア 歩行者・自転車対策 交通安全協会女性部、民生委員等と連携した高齢者宅訪問活動の推進 横断歩行トレーナーを積載した「ふれあい号」を活用した参加・体験型の出前式交通安全教育の推進 「上州ぴかっと運動」の推進による反射材と明るく目立つ色の服装の着用促進 高齢者が受け入れやすい交通安全意識啓発資料の作成・活用 県、市町村、警察、長寿社会づくり財団、老人クラブ、社会福祉協議会等の広報媒体、各種行事等を活用した安全意識の啓発</p> <p>イ 運転者対策 自動車教習所と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 自動車販売会社等との連携による先進安全自動車を活用した交通安全教育の実施 運転適性検査機器を搭載した運転適性検査車や「ふれあい号」の活用 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示促進のための広報・啓発活動 高齢運転者向けの交通安全意識啓発資料の作成・活用</p>	
細目	(7) 身体障害者に対する交通安全教育
[計画の方針及び概要]	
<p>ア 福祉活動の場等を利用した交通安全教室の推進 イ 字幕入りビデオの活用など身近な場所での教育機会の提供 ウ 自立歩行できない身体障害者に対する介護者、ボランティア等の付き添う者を対象とした講習会の開催</p>	
交通企画課 道路管理課	
細目	(8) 外国人に対する交通安全教育
[計画の方針及び概要]	
<p>ア 我が国の交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教育の推進 イ 国際化を踏まえた外国人向けの教材の充実、効果的な交通安全教育の推進 外国語版交通安全チラシ（ポルトガル語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・アラビア語・タイ語・タガログ語）の活用 ウ 外国人を雇用する使用者等の交通安全意識を高め、雇用等されている外国人の積極的な講習会参加の促進</p>	
交通企画課 道路管理課	

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり 】
節	1 交通安全思想の普及徹底
項目	2 効果的な交通安全教育の推進
細目	
[計画の方針及び概要]	
<p>ア 安全に道路を通行するために必要な技能・知識の習得と、その必要性を理解させるための参加・体験・実践型の教育方法の積極的活用 イ 交通安全教育を行う機関・団体との情報の共有、他の関係機関・団体の求めに応じた交通安全教育のための資機材の貸与、講師の派遣、情報の提供等相互の連携による交通安全教育の推進 ウ 受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実化・効果的な教育手法の導入 エ 交通安全教育の効果を確認し、必要に応じた教育の方法、教材の見直しによる効果的な交通安全教育の実施</p>	
交通企画課	

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】	
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
細目	(1) 交通安全運動の推進	
[計画の方針及び概要]		群馬県交通対策協議会 道路管理課 交通企画課
ア	市町村の交通安全施策に対する支援 交通指導員活動促進費補助（新規交通指導員への制服代助成） 3,750千円 交通指導員活動を促進するため補助金を交付する。 交通指導員だよりの発行 各市町村で活動する交通指導員に役立つ知識や情報を伝達し、資質の向上と活性化を図ることにより、市町村の交通安全対策を支援する。	
イ	交通事故データの提供 交通事故データを提供することにより、県民の関心を引き寄せ、交通事故防止意識の高揚を図る。	
平成31年度 交通安全活動計画（抜粋）		
第1	趣旨 この計画は、交通事故のない安全で快適な「交通安全県・群馬」の実現を目指し、平成31年度における交通安全活動の効果的な推進を図るため、必要な事項を定める。	
第2	目的 県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、相手の立場に立った「優しさ」と「思いやり」のある運転や行動を促進し、交通事故防止の徹底を図る。	
第3	重点 1 高齢者の交通事故防止 2 子供の交通事故防止 3 歩行者と自転車の交通事故防止 4 飲酒運転の根絶 5 出会い頭事故・追突事故の防止 6 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 7 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 その他交通事故情勢に応じて重点を定める。	
第4	交通安全運動スローガン 1 年間スローガン 「その車間 心のせまさが 見えています」 2 サブスローガン 四季の交通安全運動、キャンペーン等において必要に応じて設定する。	
第5	主唱 群馬県交通対策協議会・市町村交通対策協議会	
第6	進め方 この計画に基づき、県、市町村、関係機関・団体各種交通安全活動を実施する。実施に当たっては、県民総ぐるみの運動として実効を上げるよう、相互の連携を密にし、活動の趣旨について組織内での浸透を図り、地域の特性・実情に応じた効果的な活動を推進する。また、本年度は、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン（平成28年度～平成31年度）」締めくくりの年として、県民一丸となって交通事故防止を図っていくものとする。	
第7	活動等の種別・実施期間及び実施日	
	活動等の種別	期 間（日）
1	高齢者の交通事故防止	年 間：高齢者交通安全日 毎月25日
2	子供の交通事故防止	年 間
3	自転車のマナーアップ運動	年 間：自転車マナーアップデー 毎月15日 ：強調月間 5月

4	飲酒運転の根絶	年 間
5	命を救う思いやり110番通報	年 間
6	出会い頭事故・追突事故の防止	年 間
7	夕暮れ時の早めのライト点灯等・反射材着用促進	年 間 : 運動強化期間 9月～12月
8	足元に生命(いのち)の発信運動	年 間
9	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	年 間
10	県民交通安全日	毎月1日
11	新入学時期の交通事故防止運動	4月8日～4月14日の7日間
12	春の全国交通安全運動	5月11日～5月20日の10日間
13	夏の県民交通安全運動	7月11日～7月20日の10日間
14	秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日の10日間
15	冬の県民交通安全運動	12月1日～12月10日の10日間
16	交通死亡事故抑止対策	交通事故情勢に対応して実施

細 目	(2) 自転車の安全利用の推進	
[計画の方針及び概要]	交通企画課 道路管理課	
ア	自転車運転者講習制度の周知徹底	
イ	車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践すべきことの理解の促進	
ウ	自転車協同組合等と連携した自転車のマナーアップ運動の推進	
エ	自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則」を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方の普及啓発	
オ	自転車の歩道通行時のルールの周知・徹底	
カ	加害者となる側面も有する者としての十分な自覚・責任が求められることに対する意識啓発	
キ	薄暮・夜間における早めのライト点灯の徹底、自転車への反射材用品の取付けの促進	
ク	幼児同乗中の自転車の危険性、事故実態の広報啓発	
ケ	自転車用ヘルメットの普及促進と、高校生に対するヘルメット着用モニター事業の継続実施(県立伊勢崎高校)	
細 目	(3) 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 (4) チャイルドシートの正しい使用の徹底	
[計画の方針及び概要]	交通企画課 道路管理課	
ア	市町村、交通関係団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を活用した広報啓発を図るとともに、特に衝突実験映像やシートベルトコンビンサーの活用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進し、全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート使用の徹底を図る。	
イ	幼稚園・保育所、病院、販売店等と連携し、チャイルドシートの正しい使用方法に関する講習会や指導者養成のための研修会等を開催し、子供の発育に応じたチャイルドシートやジュニアシートの正しい使用・取付け等についての指導を徹底する。 特に、チャイルドシートの使用率の低い、4、5歳の幼児の保護者に対する取組を強化する。	
細 目	(5) 反射材の着用促進	
[計画の方針及び概要]	交通企画課 介護高齢課 道路管理課	
ア	各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発の推進	
イ	反射材の効果が体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育の実施	
ウ	各種交通安全イベント等を通じたあらゆる世代に対する着用促進活動の推進	
エ	民生委員など高齢者に関係する機関・団体、交通安全協会女性部が実施している「足元に生命(いのち)の発信運動」や「上州ぴかっと運動」を通じた着用促進活動の推進	
細 目	(6) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	

<p>[計画の方針及び概要]</p> <p>ア 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発の推進</p> <p>イ 交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携したハンドルキーパー運動の普及啓発</p> <p>ウ 地域、職域等における飲酒運転根絶の取組をさらに進め、「飲酒運転を絶対にしない・させない」という県民の規範意識の確立</p>	<p>交通企画課 道路管理課</p>
--	------------------------

<p>細 目</p>	<p>(7) 効果的な広報の実施</p>
------------	------------------------

<p>[計画の方針及び概要]</p> <p>ア 効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上あらゆる広報媒体を活用して各種交通安全活動の広報啓発を図る。また、市町村及び交通関係機関・団体等と連携した各種交通安全日の周知や、交通安全キャンペーン等を積極的に展開し、県民一人一人が交通安全を自らの問題としてとらえ、日常生活の中で交通マナーを向上するように、効果的な広報啓発活動を推進する。</p> <p>イ 各種広報手段の活用</p>	<p>交通企画課 広報課 道路管理課 東日本高速道路</p>
--	--

名 称	内 容	
ぐんまちゃんの掲示板(上毛新聞)	<p>各季の交通安全運動、各種イベントの開催、県で推進している交通安全対策等に関する広報を掲載・放送する。</p>	
ぐんま広報		
グラフぐんま		
ぐんま情報トッピング(エフエム群馬)		
「ニュースジャスト6」内コーナー 「県広報番組」内お知らせコーナー (群馬テレビ) 「ワイグルPREF」(エフエム群馬)		
県ホームページ		
県ツイッター		
群馬県警ホームページ		<p>交通安全や道路交通法の改正等に関する情報及び事故分析・統計資料等をタイムリーに提供する。</p>
県警ツイッター		
ポスター掲出、チラシ配布		<p>交通安全や道路交通法の改正に関するポスター・チラシ等を作成し配布する。</p>
ビデオプロジェクター貸出	<p>交通安全教育の充実のため、ビデオプロジェクターを貸し出す。</p>	
教育用DVD貸出	<p>交通安全教育用DVDを貸し出す。</p>	
出前なんでも講座	<p>職員が団体等の集会に出向いて交通安全講座を行う。</p>	

ウ イベント等の開催

名 称	内 容
交通安全大会	令和2年2月5日、伊勢崎市境総合文化センターで開催、交通安全推進に多大な功績のあった個人・団体を表彰する。

エ 高速道路における啓発活動の実施

高速道路における交通安全について、道路交通情報板・ハイウェイラジオ・ハイウェイテレフォン・チラシ・ポスター等を活用し、ドライバーや同乗者への交通安全啓発活動を実施する。また、交通混雑時期においては、関係機関と連携し、サービスエリア等でキャンペーンを実施する。

細 目 (8) その他啓発活動の推進

[計画の方針及び概要]

道路管理課
交通企画課

ア 令和元年度高齢者・初心者しあわせドライブの実施

高齢運転者や初心運転者の交通事故を防止し、交通安全意識の普及啓発を図るため、自動車を運転する65歳以上の高齢者又は初心運転者1人以上を含む3人1組で153日間の無事故・無違反を目指す安全運転コンテストを実施する。

チャレンジ期間 令和元年8月1日(木)～12月31日(火)

イ 横断歩道上における歩行者優先等を徹底するための広報・指導の推進

運転者に対する横断歩道手前における減速義務と横断歩道における歩行者優先義務の再認識を図る。また、歩行者に対しては、横断歩道付近等における交通ルールを遵守した横断歩道の利用について周知徹底を図る。

ウ 「ライト上向き」対策の実施

横断歩行者等、危険の早期発見を図るため、対向車等に配慮した、夜間における「ライト上向き」を推進する。

エ 初心運転者、高齢運転者等に対する思いやり運転の推進

初心運転者標識(初心者マーク)や高齢運転者標識(高齢者マーク)等表示車に対する「思いやり運転」の意識を醸成し、運転が未熟な初心運転者、高齢運転者等が安心して運転できる交通社会の実現を図る。

オ 二輪車対策の推進

関係機関・団体等と連携して、地域、職場、学校等の場において、二輪車の特性、二輪車事故の実態、乗車用ヘルメットの正しい着用方法、プロテクター等の転倒時の被害を軽減する装備品の着用等に関する講習会等を開催し、二輪運転者の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図る。また、高速道路における自動二輪車の二人乗りの運転特性及び法規制の内容等について講習を行うなど、二人乗りに関する交通安全教育の徹底を図る。

カ 走行中の携帯電話の使用等の危険性に関する広報啓発の推進

関係機関・団体等と連携した各種講習会の開催、街頭キャンペーンや携帯電話販売店におけるチラシ等の配布、各種広報媒体の活用等により、運転中の携帯電話の使用に伴う危険性を訴えるとともに、遵法意識の高揚を図る。

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】
節	1 交通安全思想の普及徹底
項 目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細 目	
[計画の方針及び概要]	道路管理課 交通企画課
ア	交通安全指導者の養成等に対する援助、交通安全に必要な資料の提供の充実

- イ 各季の交通安全運動や各種キャンペーン等の交通安全活動に対する参加を積極的に働きかける。
- ウ 行政と民間団体等が連携し、県民挙げての交通安全活動を展開する。
- エ 交通ボランティア等の資質の向上に資する援助や相互の協力体制を推進する。

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】
節	1 交通安全思想の普及徹底
項目	5 住民の参加・協働の推進
細目	
[計画の方針及び概要]	
<p>ア 重大交通事故を未然に防止するため、道路上で寝ている人や車道を歩いている高齢者などを見かけたときに速やかな110番通報を行う「命を救う思いやり110番通報」の普及・促進</p> <p>イ 地域住民等による「ヒヤリ地図」の作成や交通安全総点検を実施するなどの交通安全対策の推進</p> <p>ウ 地域住民が主体となった交通安全教室の促進・支援</p>	
交通企画課 交通規制課 道路管理課	

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】
節	2 安全運転の確保
項目	1 運転者教育等の充実
細目	(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
[計画の方針及び概要]	
<p>ア 自動車教習所の教習の充実 総合検査、随時検査等を通じて指導を強化し、教習水準の向上を図る。</p> <p>イ 外国免許からの日本国免許切替申請に伴う適正な審査と安全運転教育の充実を図る。 切替申請時における「知識の確認」及び「技能の確認」について、厳格な審査を実施する。 免許切替者に対して、交通安全に関するリーフレット等を配布するとともに、安全運転のワンポイントアドバイスを推進し、外国人運転者の安全運転意識の向上を図る。</p> <p>ウ 運転免許試験合格者に対する教養 試験合格者を対象として悲惨な事故実態を紹介し、及び初心運転者用リーフレットを配布して、初心運転者が起こしやすい交通事故を未然に防止するための講話を行うとともに、抽出による運転技能の確認等実践的な教養を積極的に推進する。</p>	
運転免許課 運転管理課	
細目	(2) 運転者に対する再教育等の充実
[計画の方針及び概要]	
<p>ア ドライビングセミナーの実施 県内の指定自動車教習所の全面的な協力を得て、初心運転者事故が増加する免許取得後1年を目安として、無料で受けられるドライビングセミナーを開設し、教習指導員の同乗指導により、事故につながる癖や思い込みを矯正し、技術的な問題についても指導することで運転技術を向上させ、初心運転者事故の防止を図る。</p> <p>イ 法定講習の充実 初心運転者講習 実施機関に対し、初心運転者の交通事故の特徴等の資料提供を積極的に行う。</p>	
運転管理課	

更新時講習

更新区分に応じて、適正な更新時講習に努める。

平成31年度見込み

- ・ 優良運転者講習（約 142,000人を対象）
- ・ 一般運転者講習（約 50,000人を対象）
- ・ 違反運転者講習（約 45,000人を対象）
- ・ 初回更新者講習（約 18,000人を対象）

高齢者講習

高齢者講習において、座学、運転適性検査の実施及び実車指導により高齢者特有の身体機能の低下を自覚させ、個々の運転適性に応じた安全運転方法を具体的に指導する。

更新期間満了日における年齢が75歳以上の者については、認知機能検査により、記憶力・判断力の低下の程度に応じた高齢者講習を実施する。また、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をした場合には、臨時に認知機能検査を行い、その者が一定の基準に該当した場合、臨時高齢者講習を実施する。

違反者講習

違反者講習は、講習区分（社会参加活動コースと実車指導コース）に応じた講習の充実を図り、個別に安全指導を行い、違反行為の再発防止を図る。

平成31年度見込み

- ・ 社会参加活動コース（約 800人を対象）
- ・ 実車指導コース（約 550人を対象）

停止処分者講習

安全運転意識の醸成を重点に、運転行動診断や運転シミュレータ等を活用した運転適性検査を実施することにより、個別安全運転指導を強化して違反行為の再発防止を図る。

平成31年度見込み

- ・ 長期停止処分者講習（約 350人を対象）
- ・ 中期停止処分者講習（約 550人を対象）
- ・ 短期停止処分者講習（約 2,600人を対象）

取消処分者講習

運転適性検査と実車による技能診断を基に、運転上の問題点を受講者に自覚させ、自ら解決する意識を高揚させる。

ウ 技能試験コースにおける自動車安全運転練習日開設（予約制・無料）

いわゆるペーパードライバー、初心運転者、高齢運転者等の運転練習希望者に対し、毎週日曜日、総合交通センター技能試験コースを開放し、自動車運転技術の向上を図る。

エ 運転免許取得者教育の積極的活用

各指定教習所において実施している運転免許所持者の運転技能向上のための運転免許取得者教育について、その受講区分に応じて高齢者講習又は更新時講習が免除されることなどを周知徹底し、積極的な活用を図る。

オ 運転免許取得者に対する再教育・地域の交通教育センターとしての自動車教習所の機能の充実

教習所が保有する知識、技能及び施設を活用して、高齢者、若者、女性ドライバー、小中学生等対象ごとの参加・体験・実践型実技講習を積極的に推進する。

自動車運転の知識や技能の向上に加え、交通事故犠牲者家族の手記「妹よ」を活用するなど「心の教育」の推進に努める。

カ 安全運転中央研修所の積極的な活用

安全運転中央研修所で開催される各種の研修に安全運転指導者や職業運転者、若者等の参加を促進する。

細目

- （3）高齢運転者対策の充実
- （4）高齢運転者支援の推進

[計画の方針及び概要]

ア 運転免許の自主返納制度の周知と返納者に対する支援制度の推進

運転免許の自主返納制度を周知し、関係機関・企業と連携した鉄道運賃の割引、バス・タクシー料金の助成等支援制度の充実に努めるとともに、運転に自信のない高齢者の自主返納を促進する。

イ 運転適性検査車や「ふれあい号」の活用

ウ 運転免許取得者教育3号・4号課程の充実

自動車教習所が実施している運転免許取得者教育のうち、高齢者を対象とした教育（3

交通企画課
運転免許課
運転管理課
道路管理課

<p>号・4号課程)への積極的参加を推進する。</p> <p>エ 高齢運転者標識(高齢者マーク)の積極的な表示促進</p> <p>オ 先進安全自動車(セーフティ・サポートカー/S)の体験乗車を含む交通安全教育を推進する。</p> <p>カ 高齢者講習等管理システムの導入 認知機能検査受検日、高齢者講習受講日を指定した通知書の発送及び予約状況をリアルタイムに確認できるシステムを導入することにより、高齢運転者の支援及び負担軽減を推進する。</p>	
細目	(5)二輪車安全運転対策の推進
[計画の方針及び概要]	運転免許課 運転管理課
ア	<p>運転免許取得者教育の推進 自動二輪免許に係る教習カリキュラムの適正な運用及び定着を図り、安全意識の高い二輪ライダーの養成に向けた指導体制の強化を図る。 きめ細かな原付講習の実施 取得時講習である原付講習において、個々に充実したきめ細かな講習を行う。</p>
イ	<p>二輪車安全運転技能の向上 若者、二輪車愛好者等を対象とした参加・体験型の技能講習を推進するため、関係機関・団体が開催する二輪車安全運転大会を後援する等交通安全思想の普及・高揚と運転技能の向上を図る。 女性や高齢者など、二輪車等の運転経験が少ない者に対する技能講習(二輪車等運転免許取得者教育)の機会拡大に努める。 二輪車二人乗り技能の向上 県内の二輪車教習実施教習所で実施している運転免許取得者教育(7号課程教育)を広く周知させるとともに、受講を促し、特に危険な二輪車の二人乗りに関して技術の向上を図る。</p>
ウ	<p>安全運転中央研修所における安全運転教育指導者の養成等 大型自動二輪教習実施教習所の二輪教習指導員・技能検定員を安全運転中央研修所に入所させることで、質の高い指導員・検定員を養成するとともに、教習指導体制の強化を図る。</p>
細目	(6)自動車のシートベルトやチャイルドシート及び二輪車乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
[計画の方針及び概要]	交通企画課 交通指導課 道路管理課
ア	<p>関係機関・団体と連携し、各種講習会、交通安全運動等のあらゆる機会を通じた着用推進キャンペーンの積極的な実施</p>
イ	<p>街頭における指導取締りの徹底 同乗中の幼児を交通事故の衝撃から守るため、チャイルドシート使用の促進を図り、指導取締りを徹底する。 車外放出や前席者への加害防止のため、後部座席同乗者についても、シートベルト着用の指導及び広報・啓発活動の徹底を図る。</p>
細目	(7)自動車運転代行業者の実態把握と指導取締り等
[計画の方針及び概要]	交通企画課 交通政策課
ア	<p>自動車運転代行業者に対する立入検査及び夜間街頭指導の実施</p>
イ	<p>無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りの実施</p>
細目	(8)危険な運転者の早期発見と指導・排除
[計画の方針及び概要]	運転免許課 運転管理課
ア	<p>適性検査の適正な実施による運転不適格者の早期発見・指導 免許更新時における、視力や四肢の運動能力の適性検査や病気の申告を適正に行わせ、安全運転に必要な指導を行う。</p>

- イ 「一定の病気等」が原因で交通事故を起こした者に対する、臨時適性検査等の実施と暫定停止の執行により、危険運転者の早期排除を行う。
- ウ 運転免許取消処分又は停止処分等対象者となった危険運転者に対し、可能な限り処分の早期執行を実施することにより、交通社会からの一時的な排除に努め、道路交通の安全を確保する。

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】
節	2 安全運転の確保
項目	2 運転免許手続の改善
細目	
[計画の方針及び概要]	
運転免許課	
ア	運転免許証日曜更新窓口の開設 平日の更新手続が困難な者に対し、日曜更新窓口を継続して開設し、申請者の負担軽減を図る。
イ	更新手続の簡素化 優良運転者は、県内すべての更新窓口を選択して利用できる措置を継続するとともに、経路更新申請制度の周知、更新手続の簡素化を図る。
ウ	国外運転免許証発給窓口の充実 各警察署における交付申請窓口の充実を図り、県民サービスの向上を図る。
エ	設備・資器材の整備 施設内の案内誘導表示を見直し、試験待合室や技能試験コース等関連施設の改善に努める。
オ	適性相談活動の強化 身体障害者（病気を含む。）や高齢運転者等に対する運転適性相談活動においては、身体の機能に適應した運転免許取得方法や安全運転について適切な指導・助言を行うなど、充実を図る。

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】
節	2 安全運転の確保
項目	3 安全運転管理の推進
細目	
[計画の方針及び概要]	
交通企画課	
ア	安全運転管理者・副管理者に対する講習の充実、資質や安全意識の向上を図るための安全運転管理者等に対する指導の強化
イ	安全運転管理者等の安全指導による事業所職員の交通安全意識の向上
ウ	安全運転管理者等の未選任事業所に対する指導の強化、企業内の安全運転管理体制の充実・強化などによる安全運転管理業務の徹底
エ	道路交通法違反等に関する使用者等への通報と、下命・容認違反等による使用者の責任追及を念頭に置いた企業等への指導の徹底
オ	映像記録型ドライブレコーダー等車載機器を活用した交通安全教育・安全運転管理の手法の研究・検討

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】
節	2 安全運転の確保

項目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
細目	(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 (2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 (3) 飲酒運転等の根絶 (4) IT・新技術を活用した安全対策の推進 (5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 (6) 重大事故の要因分析の実施及び活用促進 (7) 運行管理者及び整備管理者に対する指導・監督の強化 (8) 貨物自動車運送事業者安全性評価事業の促進等	
[計画の方針及び概要]	群馬運輸支局 交通政策課	
<p>ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立</p> (ア) 運輸安全マネジメントの周知・徹底 輸送の安全を確保するため、運送事業者全体として安全に対する取組である「運輸安全マネジメント」を周知・徹底 (イ) 運輸安全マネジメント評価の実施 運輸安全マネジメント評価を実施し、事業者の安全管理体制の構築・改善状況を確認するとともに、コンプライアンスの徹底・遵守の意識付けの取組を確認 <p>イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底</p> (ア) 指導監督の充実・強化 効果的・効率的な監査の実施 ・ 重大事故惹起及び法令違反事業者に対する厳正な監査の実施 ・ 労働基準監督署との合同監査・監督の実施など 軽井沢スキーバス事故を受けて講じられた再発防止対策を踏まえた実効性のある行政処分の実施 (イ) 関係機関との連携 関係行政機関相互の連絡会議の開催、指導監督結果の相互通報制度の活用 貨物自動車運送事業法に基づく適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る国への速報等の設定 (ウ) 荷主勧告制度の運用の充実 <p>ウ 飲酒運転等の根絶</p> (ア) 飲酒運転を未然に防止するため、アルコール検知器を用いた確実な点呼の実施 (イ) 危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用を禁止する等事業者に指導を実施 <p>エ ICT・新技術を活用した安全対策の推進</p> (ア) デジタル式運行記録計等の導入に対する支援 (イ) 社内安全教育の実施に対する支援 (ウ) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援 <p>オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策</p> (ア) 運行管理者に対する講習及び整備管理者に対する研修において周知・指導を実施 (イ) 事業用自動車総合安全プラン2020の実現に向けた取組 平成32年までに、全国で死者数235人以下、人身事故件数23,100件以下、飲酒運転ゼロを目指し、行政・事業者・利用者が連携し、PDCAサイクルに沿って取り組みを実施 <p>カ 重大事故の要因分析の実施及び活用促進</p> (ア) 自動車事故調査・分析推進事業の実施 (イ) 効果的な事故防止対策に活用するため、事業用自動車の事故、車両に起因する事故及び運転者の健康起因事故に係る情報収集・分析を実施 <p>キ 運行管理者及び整備管理者に対する指導・監督の強化</p> (ア) 乗務員の体調変化による運行中止等の判断・指示を運行管理者が適切に実施するための体制整備の徹底を図る (イ) 運行管理者に対する義務講習については、一般講習や事故を惹起したり法令違反を行った事業所の責任ある運行管理者に対する特別講習を実施し、運行管理者に対する指導を徹底 (ウ) 日常点検及び定期点検整備の確実な実施について指導を行うとともに、大型車両についてはホイール取り付け状態、スペアタイヤ取付装置等の確実な点検整備を指導 (エ) 輸送の安全確保のための運送事業者、運行管理者及び整備管理者への指導、貨物自動		

<p>車運送適正化事業実施機関、貸切バス事業者適正化実施機関の活用の推進等により厳正な指導の徹底</p> <p>ク 貨物自動車運送事業者安全性評価事業の促進等</p> <p>(ア) 「貨物自動車運送事業者安全性評価事業」の促進</p> <p>(イ) 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の促進</p> <p>(ウ) 「安全性評価認定制度」に関する一般利用者への周知・啓発</p>

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】
節	2 安全運転の確保
項目	5 交通労働災害の防止等
細目	(1) 交通労働災害の防止等 (2) 自動車運転者の労働条件の適正化等
[計画の方針及び概要]	
群馬労働局	
<p>ア 交通労働災害の防止等</p> <p>(ア) 事業場に対し、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、走行管理、自動車運転者に対する教育、健康管理の実施等について定めた「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。</p> <p>(イ) 交通労働災害防止担当管理者及び自動車運転業務従事者安全衛生教育の指導、援助を行う。</p> <p>(ウ) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸災防」という。）群馬県支部の交通労働災害防止モデル事業場、陸災防指導員及び交通労働災害等事例研究会の指導、援助を行う。</p> <p>(エ) 交通危険予知訓練（KYT）の定着とリスクアセスメントの普及・促進を図る。</p> <p>(オ) 陸災防群馬県支部の各分会員に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の普及啓発を図る。</p> <p>イ 自動車運転者の労働条件の適正化等</p> <p>自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令の厳正な履行及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の遵守の徹底を図るため、事業場に対し、労働基準監督官による監督指導を実施する。</p>	

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】
節	2 安全運転の確保
項目	6 道路交通に関する情報の充実
細目	(1) 危険物輸送に関する交通情報の充実
[計画の方針及び概要]	
群馬運輸支局	
<p>ア 大規模災害が発生した場合の被害軽減のための情報提供を充実する。</p> <p>イ 貨物自動車運送事業者に対して、輸送貨物の危険性の認識と関係法令の遵守を徹底させるとともに、乗務員教育の徹底を図るよう指導する。</p> <p>ウ 危険物運搬車両を対象とした街頭検査を実施する。</p> <p>エ 危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に安全かつ迅速に事故処理等を行うための危険物災害等情報支援システムの充実</p>	
細目	(2) 気象情報等の充実
[計画の方針及び概要]	
前橋地方気象台	

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。

ア 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

イ 地震・火山の監視・警報体制の整備等

地震・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

(ア) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(イ) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

ウ 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(ア) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報の危険度分布」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路管理者に周知する。なお、大雪については、過去の重大な災害を踏まえ、降雪量が警報基準を大きく上回ると予想される場合には、一層の警戒を呼びかけるための気象情報を発表し、道路利用者に警戒を呼びかける。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(イ) 緊急地震速報（予報及び警報）等

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(ウ) 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(エ) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付して噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】	
節	3 道路交通秩序の維持	
項目	1 交通指導・取締りの強化等	
細目	(1) 一般道における効果的な指導取締りの強化等 (2) 高速自動車国道における指導取締りの強化等	
[計画の方針及び概要]		交通指導課 (高速道路交通警察隊)
<p>ア 一般道における効果的な指導取締りの強化等</p> <p>(ア) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</p> <p>交通事故分析機能システムを活用して、交通事故発生実態、違反実態を分析し、地域住民の取締り要望等も勘案して、事故多発路線を中心とした効果的な交通指導取締りを推進する。</p> <p>悪質・危険性の高い無免許運転や飲酒運転をはじめ、交通事故に直結する著しい速度超過、携帯電話使用、信号無視、一時不停止、追越しのための右側部分のみ出し禁止違反等を重点的に取り締まるほか、軽微な違反についても指導・警告を実施し、重大事故の未然防止に努める。</p> <p>飲酒運転の取締りに当たっては、運転者の責任追及に止まらず、酒類提供者、自動車等の提供者、同乗者等の責任追及にも努める。</p> <p>児童、高齢者、障害者等の交通弱者を保護する観点から指定した信号機のない横断歩道を重点に歩行者等優先の啓発を図るとともに、横断歩行者妨害違反取締りを強化する。</p> <p>通学路周辺における交通事故の発生を防止するため、スクールゾーンでの通行禁止違反等の交通指導取締りを強化するとともに、警察署ごとに重点通学路を指定し、制服警察官による街頭活動を推進する。</p> <p>新たな取締り機器の導入と、より効果的な取締りのための資機材の研究開発、整備に努める。</p> <p>(イ) 背後責任の追及</p> <p>事業活動の業務に関してなされた飲酒運転、過積載、速度超過、過労運転に関しては、使用者等の背後責任を積極的に追及するとともに、使用者に対する指示、自動車の使用制限措置を迅速かつ的確に行い、再犯の防止に努める。</p> <p>道路交通法第108条の34の規定に基づき、車両の使用者及び監督行政庁に対する違反行為の通知を積極的に実施し、関係機関等による指導措置を行い、違反の根源を絶つ対策を推進する。</p> <p>(ウ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進</p> <p>無灯火・二人乗り・信号無視・一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反に対して積極的な指導・警告を行うとともに、警察官の制止に従わない等特に悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を強化する。</p> <p>イ 高速自動車国道における指導取締りの強化等</p> <p>(ア) 効果的な機動警ら、駐留監視活動の実施</p> <p>常時赤色回転灯を点灯させて、交通流や事故発生状況等の実態に即した効果的な機動警ら、駐留監視活動等を実施する。</p> <p>(イ) 悪質・危険な違反を重点とした指導取締りの強化</p> <p>重大事故に直結する著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等を重点とした取締りを強化する。</p>		

章	1 道路交通の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】	
節	3 道路交通秩序の維持	
項目	2 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	
細目	(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 (2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化等	

(3) 交通事故事件等に係る科学捜査の推進	
[計画の方針及び概要]	交通指導課
<p>ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 (ア) 初動捜査の段階からの自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条(危険運転致死傷罪)を視野に入れた捜査の徹底</p> <p>イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 (ア) 捜査態勢の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上</p> <p>ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 (ア) ひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等科学的捜査を支える装備資機材等の整備の推進 (イ) 客観的な証拠に基づく科学的な交通事故事件等の捜査の推進</p>	

章	1	道路の安全 【 交通事故を起こさない意識づくり】	
節	3	道路秩序の維持	
項目	3	暴走族及び旧車會対策の強化	
細目		(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (2) 暴走行為阻止のための環境整備 (3) 暴走族及び旧車會に対する指導取締りの強化 (4) 暴走族関係事犯者の再犯防止 (5) 車両の不正改造の防止	
[計画の方針及び概要]		交通指導課 交通規制課 道路管理課 子育て・青少年課	
ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実			
(ア) 暴走族追放強調期間の設定			
暴走族の活動が活発化する夏休み前の時期に暴走族追放強調期間を設定し、重点的に暴走族追放運動を推進する。 暴走族追放強調期間 6月1日～6月30日			
(イ) 暴走族の反社会性について積極的な広報活動を行い、暴走族追放気運の高揚に努める。			
(ウ) 家庭、学校、職場、地域等において、暴走族加入阻止教室の開催、相談体制の充実により、加入阻止、離脱支援対策を推進する。			
(エ) 各警察署は、ガソリンスタンド経営者に対し、「群馬県暴走族等の追放の推進に関する条例」に基づき、「暴走行為をするおそれがある自動車等に対し、燃料を販売しない。」「暴走・改造車両には、給油しない。」活動を展開し、暴走族追放気運の醸成を図る。			
(オ) 群馬県青少年健全育成条例で禁止されている、暴走行為をあり、そそのかす行為、暴走族等への加入勧誘や脱会妨害等について、家庭、学校、職場、地域、青少年関係機関や健全育成団体に対しての周知を徹底して、青少年を取り巻く社会環境の整備を推進する。			
(カ) 学校教諭向けの執務資料(青少年だより)を発信し、暴走族問題など青少年を取り巻く様々な問題の最新情勢や対応要領について情報提供を行い、学校現場を支援する。			
イ 暴走行為阻止のための環境整備			
(ア) 施設管理者に協力を求め、施設の管理改善等により暴走族や観衆を参集させない環境づくりを推進する。			
(イ) 暴走族や観衆が参集する場所の周辺路線に対し、右左折・Uターン禁止等の交通規制を行うなどの対策を講じ、参集や暴走行為をさせない道路環境づくりを推進する。			
ウ 暴走族及び旧車會に対する指導取締りの強化			
(ア) 集団暴走行為、爆音暴走行為等その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底するとともに解散指導を積極的に推進する。			
(イ) 不法改造車両の積極的な取締りを行い、不正改造車両等を押収、司法当局への没収(没取)措置を働き掛けるなど暴走族と車両の積極的分離を図る。			
エ 暴走族関係事犯者の再犯防止			

暴走族少年の事件捜査に当たっては、組織の実態や被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにし、暴走族グループの解体や構成員等の離脱への働きかけなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。また、暴力団との関わり合いのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

オ 車両の不正改造の防止

- (ア) 不正改造車両に対する取締りを強化し、道路運送車両法に規定する不正改造の禁止規定を活用し、暴走行為を助長するような車両の不正改造を行った業者に対する責任追及を徹底する。
- (イ) 運輸支局等との連携を強化し、整備命令制度の効果的運用に努める。

章	1 道路交通の安全 【 交通事故の被害を軽減する体制づくり】
節	1 救助・救急体制の充実
項目	1 救助・救急体制の整備
細目	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救助体制の整備 (2) 集団救助事故における救助体制の整備 (3) 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 (4) 救急救命士の養成、配置等の促進 (5) 救急設備の整備の促進 (6) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進 (7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 (8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備
[計画の方針及び概要]	
消防保安課	
ア	救助体制の整備 救助工作車・資機材に対する国庫補助制度を積極的に活用し、その整備を促進する。
イ	集団救助事故における救助体制の整備 迅速な救急・救助活動の確保のため、県と消防本部間の連絡体制の整備を推進する。
ウ	心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 (ア) 現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施及び自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた手当に関する講習会等の啓発活動を推進する。 (イ) 心肺そ生法に関する基準等の応急手当の知識・実技の普及を図る。 (ウ) 救急の日、救急医療週間等の機会を通じた広報啓発活動を推進する。
エ	救急救命士の養成、配置等の促進 9,000千円 (ア) 救急隊員を対象とした救急救命士の計画的養成を行うため、（一財）救急振興財団に対し、負担金を支出し、教育訓練事業を推進する。 (イ) 気管挿管、薬剤投与等を円滑に実施するための講習及び実習を推進する。 (ウ) 医師の指示・指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。
オ	救急設備の整備の促進 (ア) 高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等について整備を促進する。 (イ) 救急指令装置、救急医療情報収集装置、救急業務用地図等検索装置を一体化した消防緊急通信指令施設の整備を促進する。
カ	防災ヘリコプターによる救急業務の推進 相互応援協定に基づく近県防災ヘリコプターの受援により、交通遠隔地からの搬送及び、高度医療機関への転院搬送等、ヘリコプターの特性を活かした救急業務を実施する。
キ	救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 7,478千円 県消防学校において、救急科、救助科等を引き続き実施するほか、使用教材の充実を図る。
ク	高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 30千円 沿線消防本部との連携を密にし、情報連絡体制の充実を引き続き推進する。

章	1 道路交通の安全 【 交通事故の被害を軽減する体制づくり】
節	1 救助・救急体制の充実
項目	2 救急医療体制の整備
細目	(1) 救急医療機関等の整備 (2) 救急医療担当医師・看護師等の養成等 (3) ドクターヘリ事業の推進
[計画の方針及び概要]	
	医務課
<p>ア 救急医療機関等の整備</p> <p>(ア) 初期救急医療体制の整備 初期救急医療体制を構成する休日夜間急患センター、在宅当番医制及び救急医療告示機関、救急医療協力機関の整備充実を推進する。 休日夜間急患センター 実施 8 (前橋、高崎安中、桐生、伊勢崎、太田館林、渋川、富岡、沼田) 未実施 2 (藤岡、吾妻) 在宅当番医制 実施 12 (前橋市医師会ほか11郡市医師会) 未実施 1 (富岡市甘楽郡医師会) 救急医療機関整備 平成31年4月1日現在 救急医療告示機関 77 (病院74、診療所3) 救急医療協力機関 53 (病院19、診療所34) 総計 130</p> <p>(イ) 第二次救急医療体制の整備 休日・夜間における重症救急患者の医療を確保するため、二次医療圏単位で実施されている病院群輪番制方式の整備を推進する。 病院群輪番制 実施 10 (前橋、高崎安中、桐生、伊勢崎、太田、渋川、藤岡、富岡、吾妻、沼田)</p> <p>(ウ) 第三次救急医療体制の整備 316,692千円 重篤救急患者の救命救急医療を24時間体制で確保するため、救命救急センターの運営を支援する。また、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対応する医療を確保するため、高度救命救急センターの運営を支援する。 高度救命救急センター ・ 前橋赤十字病院 救命救急センター ・ 群馬大学医学部附属病院 ・ 高崎総合医療センター ・ 太田記念病院</p> <p>(エ) 統合型医療情報システムの効率的運用 78,984千円 救急患者の的確、迅速な医療を確保するため、医療機関における応需情報の収集及び消防本部への情報提供を、一元的にコントロールするとともに、救急搬送情報をリアルタイムで共有する統合型医療情報システムを運営する。 【整備状況】 平成31年4月1日現在 参加医療機関 77</p> <p>イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 救急医療を担当する医師に対し、専門的な知識と技術の向上を図るための研修を実施するとともに、厚生労働省の実施する救急医療に関する研修への医師・看護師等の参加を推進する。</p> <p>ウ ドクターヘリ事業の推進 254,799千円 救急医療体制を充実強化するため、救命救急センターにドクターヘリを配備する。 【配備先】 前橋赤十字病院救命救急センター 【運航時間】 8:45～18:00 (または日没30分前のいずれか早い方)</p> <p>エ D M A T (災害派遣医療チーム)の整備 災害や大規模事故等の現場で救命処置を行うD M A Tの養成のため、関東ブロックD M A T訓練に参加するとともに、群馬局地D M A T研修を実施する。</p>	

章	1 道路交通の安全 【 交通事故の被害を軽減する体制づくり】	
節	1 救助・救急体制の充実	
項目	3 救急関係機関の協力関係の確保等	
細目		
[計画の方針及び概要]		消防保安課
プレホスピタルケアの強化のため、メディカルコントロール体制の充実を図る。		

章	1 道路交通の安全 【 交通事故の被害を軽減する体制づくり】	
節	2 被害者支援の充実と推進	
項目	1 自動車賠償保障制度の充実等	
細目	(1) 自動車損害賠償責任保険 (共済) の適正化の推進 (2) 自動車損害賠償保障事業の充実 (3) 無保険 (無共済) 車両対策の徹底 (4) 任意の自動車保険 (自動車共済) の充実等	
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局
<p>ア 無保険 (無共済) 車両対策の徹底 自動車損害賠償責任保険 (共済) への加入指導の徹底 街頭取締り、年末年始の輸送等における安全総点検の際に、無保険・無共済車両の自動車損害賠償責任保険 (共済) への加入義務の励行を徹底する。また、原動機付自転車については、市町村に加入指導の徹底を依頼する。 監視活動の強化 無保険 (無共済) の軽二輪自動車及び原動機付自転車に対しては、関東運輸局長が任命している無保険 (無共済) 車指導員による監視活動を推進する。</p>		

章	1 道路交通の安全 【 交通事故の被害を軽減する体制づくり】	
節	2 被害者支援の充実と推進	
項目	2 損害賠償の請求についての援助等	
細目	(1) 交通事故相談活動の推進 (2) 損害賠償請求の援助活動等の強化	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通指導課
<p>ア 交通事故相談活動の推進 交通事故相談所運営 人 員 : 相談員 2 名 受付時間 : 月～金曜日 (祝日を除く) 9:00～15:30</p> <p>イ 損害賠償請求の援助活動等の推進 「交通事故の被害者とその家族のために (交通事故被害者の手引き)」の作成・交付により、刑事手続の概要の教示、交通事故証明の申請方法等損害賠償手続の概要等の教示、政府保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。</p>		4,506千円

章	1 道路交通の安全 【 交通事故の被害を軽減する体制づくり】																	
節	2 被害者支援の充実と推進																	
項目	3 交通事故被害者支援の充実強化																	
細目	(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進																	
[計画の方針及び概要]		道路管理課 交通指導課 群馬運輸支局																
<p>ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実</p> <p>(ア) 公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金等による交通遺児に対する支援の充実 佐藤交通遺児福祉基金等、交通事故被害者や交通遺児に対する援護制度を周知し、対象者に対する確実な支援を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金月額給付額 (平成31年度)</th> </tr> <tr> <td>未就学児</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>公立高校生</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>私立高校生</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校生</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>大学生等</td> <td>自宅 30,000円 自宅外 40,000円</td> </tr> </table> <p>認定交通遺児数：103人（平成31年3月末現在）</p> <p>(イ) 被害者救済対策の充実 重度後遺障害者のための療護施設の設置・運営 自動車事故により、遷延性意識障害となられた方の専門の療護施設設置 重度後遺障害者に対する介護料の支給 自動車事故により、常時又は随時介護が必要な方への介護料の給付 在宅重度後遺障害者のための短期入院（入所）受入体制の充実 介護料受給者の検査入院や家族のレスパイト等の短期入院の利用推進</p> <p>イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治3か月以上の重傷事故及び危険運転致死傷罪に該当する事件の被害者及びその遺族に対して、捜査状況等の連絡を行うほか、被害者等から事故の概要等について説明を求められた場合に適切に対応するなど、交通事故事件の被害者等の心情に配慮した適切かつ確実な被害者連絡の実施に努める。</p>			公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金月額給付額 (平成31年度)		未就学児	7,000円	小学生	9,000円	中学生	14,000円	公立高校生	20,000円	私立高校生	30,000円	高等専門学校生	30,000円	大学生等	自宅 30,000円 自宅外 40,000円
公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金月額給付額 (平成31年度)																		
未就学児	7,000円																	
小学生	9,000円																	
中学生	14,000円																	
公立高校生	20,000円																	
私立高校生	30,000円																	
高等専門学校生	30,000円																	
大学生等	自宅 30,000円 自宅外 40,000円																	

章	1 道路交通の安全 【 先端技術の活用促進】	
節	1 車両の安全性の確保	
項目	1 先進安全自動車（セーフティ・サポートカー/S）の普及促進	
細目		
[計画の方針及び概要]		道路管理課
<p>ア 講習会等の機会を通じ、ドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（セーフティ・サポートカー/S）の普及促進を行う。</p> <p>イ 県民に対し、先進安全自動車（セーフティ・サポートカー/S）技術等の自動車の安全に関する理解・促進を図っていく。</p>		

章	1 道路交通の安全 【 先端技術の活用促進 】
節	1 車両の安全性の確保
項目	2 自動車の検査及び点検整備の充実
細目	(1) 自動車検査の充実 (2) 自動車点検整備の充実等
[計画の方針及び概要]	
群馬運輸支局	
<p>ア 自動車の検査体制の充実</p> <p>(7) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備の推進、自動車検査の高度化、質の向上を推進し、自動車検査の確実な実施を図る。</p> <p>(1) 街頭検査体制の充実強化、不正改造車両・整備不良車両の排除を推進する。</p> <p>(9) 自動車のリコールに関する情報処理体制を充実し、照会等に迅速に対応する自動車使用者対策の推進を図る。</p> <p>イ 自動車点検整備の充実</p> <p>(7) 自動車点検整備の促進</p> <p>保守管理意識の高揚及び定期点検整備等の励行の徹底、点検整備に関する適切な情報提供を図る。</p> <p>「自動車点検整備推進運動」を展開することにより、点検・整備の重要性を訴える。</p> <p>また、運動期間中の「自動車点検整備推進デー」において、自動車ユーザーに対し、自動車なんでも相談窓口を開設する。</p> <p>整備事業者に対し、業務の適正な実施について、指導監督を強化するとともに、自動車新技術に対応するため、新技術研修を実施し、整備技術の向上を図る。</p> <p>整備管理者に対する研修等あらゆる機会を通じた確実な指導を実施する。</p> <p>車両不具合事故の原因把握・究明、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止を図る。</p> <p>(1) 不正改造車の排除</p> <p>暴走行為及び過積載運行を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、官民一体となった「不正改造車を排除する運動」を展開する。また、関係機関と連携を図りつつ街頭検査を実施する。</p> <p>不正改造車撲滅のため、不正改造車に対する整備命令制度を厳正に運用する。</p> <p>(9) 環境対策</p> <p>自動車から排出される窒素酸化物等による大気汚染及び地球温暖化等の環境問題に対応し、環境にやさしい低公害車への転換を促進する。</p> <p>粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx）による大気汚染は深刻な状況であり、汚染物質の発生にディーゼル車の排出ガスが大きく影響しており、特に粒子状物質（PM）については、発ガン性や花粉症などの健康被害が懸念されている。</p> <p>このため、ディーゼル自動車から排出する黒煙についても、窒素酸化物（NOx）とともにその排出量の一層の低減が求められているところから、関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、自動車ユーザー及び関係事業者の大気汚染物質の低減に係る意識の高揚、適切な点検・整備等の励行を促進する。また、期間中には、ディーゼル自動車から排出される黒煙や燃料を重点とした街頭検査を実施する。</p> <p>バス等公共交通機関の利用促進、トラック輸送の効率化等の施策を推進し、自家用車、公共交通機関のバランスのとれた都市交通体系を確立する。</p> <p>自動車の不法投棄防止及びリサイクルの観点から自動車リサイクル法が制定されたことにより、道路運送車両法が改正され、改正後の同法に基づき自動車を永久抹消等する際に使用済自動車管理票により当該自動車が解体されたことを確認する。</p> <p>(I) 自動車分解整備事業の適正化</p> <p>自動車分解整備事業者に対しては、ユーザーニーズに対応した点検整備サービスの提供により、点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、整備料金及び整備内容の適正化について指導する。</p> <p>(オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化</p> <p>指定自動車整備事業の適正な運用・活用を図るために事業者に対する指導監督を強化するとともに、ペーパー車検等の不正事案に対し厳正に対処する。</p>	

章	1 道路交通の安全 【 先端技術の活用促進 】	
節	1 車両の安全性の確保	
項目	3 リコール制度の充実	
細目		
[計画の方針及び概要]		群馬運輸支局 交通指導課
<p>リコール等の疑いのある交通事故・車両火災の情報が警察本部から運輸支局へ提供されることにより、リコールの迅速・確実な実施を図る。</p>		

章	1 道路交通の安全 【 先端技術の活用促進 】	
節	1 車両の安全性の確保	
項目	4 自転車の安全性の確保	
細目		
[計画の方針及び概要]		交通企画課 道路管理課
<p>ア 損害保険会社と連携した県民が加入しやすい自転車保険の設定と加入促進 イ 自転車利用者に対し、自転車安全整備店において定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受けるよう呼びかけるなど、自転車利用者の安全意識と点検整備意識の高揚促進 ウ 夜間事故防止のためのライトの取付けの徹底、反射材の使用促進による自転車の視認性の向上</p>		

章	2 鉄道交通の安全 【 列車事故の防止 】			
節	1 鉄道交通環境の整備			
項目	1 鉄道施設等の安全性の向上			
細目				
[計画の方針及び概要]			鉄道事業者	
種別	平成 31 年度 計画			備 考
	事業量	施行箇所	事業費 (千円)	
軌道強化	5,650本 312本 2,129本 300本 40m	吾妻線・両毛線・上越線 上信線 南蛇井～下仁田 わたらせ渓谷線 下新田～花輪 わたらせ渓谷線 下新田～間藤 わたらせ渓谷線 花輪～中野	126,000 18,710 71,960 5,400 2,320	PCマクラギ化 PCマクラギ化 PCマクラギ化 木マクラギ交換 道床交換
軌道重量化	175m 390m	上毛線 新里～新川 わたらせ渓谷線 上神梅～本宿	14,000 11,360	30kg 50N 37kg 50N
橋梁改良	1連	高崎線 烏川橋梁	92,000	桁補強工事
落石・斜面対策	1か所 1か所 1か所 2か所 1か所	上越線 渋川～敷島 上越線 津久田～岩本 上越線 水上～湯捨曾 上越線 岩本～沼田 わたらせ渓谷線 沢入～原向	10,000 200,000 120,000 10,000 4,690	落石止め柵 グランドアンカー のり面格子枠 落石防止網 土留め(護岸壁)補強
その他	750m 1か所 108m	高崎線・上越線・両毛線 上毛線 渡良瀬川橋梁 上信線 馬庭～吉井	62,000 16,800 13,000	道床交換 橋梁桁塗装修繕 道床交換

章	2 鉄道交通の安全 【 列車事故の防止 】			
節	1 鉄道交通環境の整備			
項目	2 運転保安設備の整備			
[計画の方針及び概要]			鉄道事業者 関東運輸局	
<p>ア 運転保安設備等の整備（整備計画） 緊急整備計画に基づく急曲線・分岐器の速度超過防止用 A T S 等の設置などによる運転保安設備の整備・充実を進める（ J R 東日本：警報機や遮断機の無い踏切の手前に気笛吹鳴標識を平成29年6月に全32か所設置済み。急曲線・分岐器の速度超過防止用 A T S 設置済み。）</p> <p>イ 鉄道構造物の耐震性の強化 橋梁の橋脚、トンネル、落石防止設備等の点検巡視を実施する。</p> <p>ウ 曲線部等への速度制限機能付き A T S 等運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について法令により整備の期限が定められたものの整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。</p>				

章	2 鉄道交通の安全 【 列車事故の防止】		
節	2 鉄道の安全な運行の確保		
項目	1 運転士資質の保持		
[計画の方針及び概要]		鉄道事業者 関東運輸局	
<p>ア 運転士資質の保持</p> <p>(ア) 運転士の資質を確保するため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。</p> <p>(イ) 資質が保持されるよう、運転管理者の教育等についての適切な措置を講ずる。</p> <p>(ウ) シミュレータによる乗務員への事故対応訓練を実施する。</p> <p>(エ) 定期的なクレペリン検査を実施する。</p> <p>(オ) 作業車運転登録者を対象に、最寄りの警察署に講師を依頼し、講習会を実施する。</p>			
イ 主な教育訓練計画			
名称	区分	対象職員	教育訓練内容
普通課程		運転関係従事員	基本動作と異常時取扱い
集合教育		〃	基本動作と異常時取扱い
業間教育		〃	基本動作と異常時取扱い
添乗指導		〃	基本動作と運転事故防止
巡回指導		〃	日常作業の指導と管理
若年者教育		〃	運転取扱実施基準、基本動作、異常時取扱い
異常時訓練		運転・保安関係従事員	異常時取扱いと事故復旧訓練
事故防止教育		運転・保安・保守関係従事員	事故事例研究と対策、異常時復旧訓練、列車防護訓練
安全衛生教育		〃	災害事例研究と対策、安全教育、触車災害防止基準等
請負業者教育		工事請負業者	安全教育、事故防止教育、工事指揮者列車見張員教育等
適性検査		運転関係従事員	クレペリン検査

章	2 鉄道交通の安全 【 列車事故の防止】	
節	2 鉄道の安全な運行の確保	
項目	2 安全上のトラブル情報の分析・活用	
[計画の方針及び概要]		鉄道事業者 関東運輸局
ア 重大な列車事故を未然に防止するため、運転状況記録装置等		

の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進する。

イ 鉄道事業者間で安全上のトラブル情報の共有化を推進する。

ウ 運輸局による安全上のトラブル情報の共有・活用
 主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

章	2 鉄道交通の安全 【 列車事故の防止】
節	2 鉄道の安全な運行の確保
項目	3 気象情報等の充実
<p>[計画の方針及び概要]</p> <p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布別形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。</p> <p>なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。</p> <p>ア 気象台からの情報収集のほか、民間気象会社と連携した防災管理による早期対応の実施 イ 地震計・雨量計・風速計の適正管理 ウ 「早期地震警報システム」や「緊急地震速報」による、防災初動体制の迅速化 エ 気象情報の収集手段の充実 オ 気象観測機器の適正な配置及び早期対応の徹底 カ 警戒体制及び復旧体制の確立 キ 非常時における対応の熟知 ク 降雪時等迅速な除雪を実施するための、鉄道事業者に対する除雪車の出動準備及び除雪体制の確認の実施 ケ 長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合の運行再開と乗客救出の対応の平行実施 コ 鉄道事業者に対する利用者の行動判断に資する情報提供等の指導</p>	
<p>鉄道事業者 前橋地方気象台 関東運輸局</p>	

章	2 鉄道交通の安全 【 列車事故の防止】
節	2 鉄道の安全な運行の確保
項目	4 保安監査等の実施
<p>[計画の方針及び概要]</p> <p>自主的な社内検査内規による定期的な検査の実施により、鉄道交通の安全確保を推進する。</p> <p>また、ゴールデンウィークや年末年始の繁忙期等において、設備の安全管理や保安点検などの輸送安全総点検を行う。</p>	
<p>鉄道事業者 関東運輸局</p>	

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル等の発生を契機に臨時に保安監査を実施するなど、メリハリの効いた効果的な保安監査を実施することにより、保安監査の充実を図る。保安監査においては、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。
このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

章	2 鉄道交通の安全 【 列車事故の防止 】
節	2 鉄道の安全な運行の確保
項目	5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
[計画の方針及び概要]	
<p>ア 大規模な事故又は災害が発生した場合、迅速かつ適確な情報の収集・連絡を行うための、夜間・休日の緊急連絡体制等の点検・充実を図る。</p> <p>イ 輸送障害等の社会的影響を軽減するため、列車の運行状況を適確に把握して、乗客への適切な情報提供を行う。</p> <p>ウ 迅速な復旧に必要な体制を整備する。</p>	
鉄道事業者	

章	2 鉄道交通の安全 【 列車事故の防止 】
節	3 鉄道車両の安全性の確保
項目	
[計画の方針及び概要]	
<p>ア 鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直しを行う。</p> <p>イ 事故発生時における乗客、乗務員の被害軽減のための方策や、鉄道車両の電子機器等の故障防止のための方策を検討する。</p> <p>ウ 平成27年12月に運輸安全委員会より国土交通大臣に提出された「貨物列車走行の安全性向上に関する意見について」の指摘を踏まえ、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、貨物利用運送事業者、荷主、研究機関等の関係者と貨物列車走行の安全性向上に関して検討を行う。</p>	
鉄道事業者 関東運輸局	

章	2 鉄道交通の安全 【 列車事故の防止 】
節	4 救助・救急体制の充実
項目	
[計画の方針及び概要]	
<p>ア 避難誘導活動、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うための主要駅における防災訓練の充実を図る。</p> <p>イ 消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。</p> <p>ウ 「日本赤十字社の協力を得て、救急法基礎講習（AED含む）止血法、搬送法を全社員対象に実施」することにより社員の対応能力の向上を図る。また、運輸局では、鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</p>	
鉄道事業者 関東運輸局	

章	2 鉄道交通の安全 【 利用者の事故の防止】	
節	1 鉄道交通環境の整備	
	[計画の方針及び概要]	鉄道事業者 関東運輸局
	<p>ア 駅施設等における高齢者、障害者等の安全利用に配慮した段差の解消等のバリアフリー化及び転落防止設備等の整備の推進</p> <p>イ 列車の速度が速く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いホームにおける非常停止押しボタンの整備等を行うなどの安全対策の推進</p> <p>ウ 鉄道施設の維持管理及び補修の適切な実施</p> <p>エ 老朽化が進んでいる橋梁等の施設の長寿命化に資する補強・改良の実施</p> <p>オ 補助制度等を活用した地域鉄道の施設・車両等の適切な維持・補修の推進</p> <p>カ 多発する自然災害へ対応するための防災・減災の強化</p> <p>キ 切土・盛土等の土砂災害対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化の推進</p> <p>ク 首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能維持の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策の推進</p>	

章	2 鉄道交通の安全 【 利用者の事故の防止】									
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及									
	[計画の方針及び概要]	鉄道事業者								
	<p>ア 東武鉄道株式会社 春と秋に実施される「全国交通安全運動」のほか車両基地をお客様に開放するイベント「東武ファンフェスタ」等を活用し、広報活動や啓発活動を行い、踏切事故の防止に取り組む。なお、取り組み内容は、次のとおり。 「全国交通安全運動」期間中には、車内吊り広告を掲出する。 警察及び各団体のご協力を得て、踏切を通行される歩行者、自転車及び自動車等に交通安全に関するグッズを配布する。 沿線の小学校等へ、電車と踏切の安全を題材としたグッズを配布する。 踏切非常停止ボタン操作の体験デモを行い、緊急時の対処方法を啓発する。</p> <p>イ JR東日本</p> <table border="1" data-bbox="252 1355 1356 1478"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>内容</th> <th>予算</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動</td> <td>踏切道及び鉄道沿線の学校等</td> <td>1,000千円</td> <td>踏切事故防止用 P R 商品</td> </tr> </tbody> </table>		事業	内容	予算	備考	広報活動	踏切道及び鉄道沿線の学校等	1,000千円	踏切事故防止用 P R 商品
事業	内容	予算	備考							
広報活動	踏切道及び鉄道沿線の学校等	1,000千円	踏切事故防止用 P R 商品							

章	3 踏切道における交通の安全 【 鉄道事業者が主体 】													
節	1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施													
[計画の方針及び概要]				鉄道事業者 交通規制課										
<p>事故歴のある踏切に踏切支障報知装置の設置等を実施する。また、3種、4種踏切については1種化への格上げを推進する。 【4種踏切の1種化】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線名</th> <th>区間</th> <th>踏切名</th> <th>道路管理者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吾妻線 上毛線</td> <td>群馬原町～郷原 片貝～上泉</td> <td>善道寺 第17号</td> <td>東吾妻町 前橋市</td> <td>警報機遮断機新設 警報機遮断機新設</td> </tr> </tbody> </table>				線名	区間	踏切名	道路管理者	備考	吾妻線 上毛線	群馬原町～郷原 片貝～上泉	善道寺 第17号	東吾妻町 前橋市	警報機遮断機新設 警報機遮断機新設	
線名	区間	踏切名	道路管理者	備考										
吾妻線 上毛線	群馬原町～郷原 片貝～上泉	善道寺 第17号	東吾妻町 前橋市	警報機遮断機新設 警報機遮断機新設										

章	3 踏切道における交通の安全 【 道路管理者と鉄道事業者が連携 】			
節	1 踏切道の統廃合の促進			
[計画の方針及び概要]				道路管理課 鉄道事業者
<p>第12次踏切道改良促進法に基づき、道路管理者、鉄道事業者等関係者と協議を行い、踏切道の立体交差化、構造改良等に併せ、近接踏切道の統廃合に努めるとともに、これら以外の踏切道についても、地域の合意を踏まえ、統廃合を推進する。</p>				

章	3 踏切道における交通の安全 【 道路管理者と鉄道事業者が連携 】																					
節	2 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進																					
[計画の方針及び概要]				道路管理課 都市計画課 鉄道事業者																		
<p>ア 立体交差事業 跨線橋方式又は地下道方式により、道路と鉄道の立体交差化を図る。 イ 構造改良計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線名</th> <th>区間</th> <th>踏切名</th> <th>幅員(m)</th> <th>道路管理者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越線</td> <td>井野駅構内</td> <td>中川学校通り</td> <td>5.4 10.5</td> <td>群馬県</td> <td>拡幅改良(30～31年度)</td> </tr> <tr> <td>信越線</td> <td>北高崎駅構内</td> <td>三国街道</td> <td>9.6 14.0</td> <td>群馬県</td> <td>拡幅改良(31～33年度)</td> </tr> </tbody> </table>				線名	区間	踏切名	幅員(m)	道路管理者	備考	上越線	井野駅構内	中川学校通り	5.4 10.5	群馬県	拡幅改良(30～31年度)	信越線	北高崎駅構内	三国街道	9.6 14.0	群馬県	拡幅改良(31～33年度)	
線名	区間	踏切名	幅員(m)	道路管理者	備考																	
上越線	井野駅構内	中川学校通り	5.4 10.5	群馬県	拡幅改良(30～31年度)																	
信越線	北高崎駅構内	三国街道	9.6 14.0	群馬県	拡幅改良(31～33年度)																	

章	3 踏切道における交通の安全 【 道路管理者と鉄道事業者が連携 】			
節	3 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置			
[計画の方針及び概要]				鉄道事業者 関東運輸局
<p>ア 春・秋の全国交通安全運動期間中、主要踏切道の巡回指導及び踏切点検を行う。 イ 事故発生踏切道を巡回点検し、環境の整備を図る。</p>				

- ウ 緊急に対策が必要な踏切は、「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。
- エ 必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。
- オ 踏切通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。
- カ 引き続き、学校等において踏切の通過方法等の教育を推進する。
- キ 高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。
- ク 事故等の状況を踏まえ、踏切事故の被害者への支援を適切に対応していく。
- ケ 踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努める。

令和元年 6 月発行
令和元年度群馬県交通安全実施計画
発行 群馬県交通安全対策会議
編集発行 群馬県県土整備部道路管理課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
027(223)1111
ダイヤル 027(226)2388